

| | | | | | |
|----|-----|----|----|------|-----|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| 総務常任委員会会議録 | | | |
|--|---|-----|----------|
| 日 時 | 令和2年 9月15日 (火) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 5時43分 |
| 場 所 | 第2委員会室 | | |
| 議 題 | 付託案件 | | |
| 出席委員 | 濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員 | | |
| 説明員 | 教育長、総務・教育両部長、消防長 ほか関係理事者 (財政部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長欠席) | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和3年度組織改革（案）について」

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

令和3年度組織改革（案）について報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 基本的な考え方」と、「2 具体的な取組方向」は、昨年の第3回定例会総務常任委員会でお示したものと変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

「3 部の編成」についてですが、子育て支援の強化のため子育てに関連する業務を集約し、（仮称）こども未来部を新設します。福祉部から、子育て支援室とこども発達支援センターを移管するとともに、地域福祉課から、とみおか児童館業務。医療保険部から、こども・ひとり親医療費等業務。生活環境部から、放課後児童クラブ業務。教育部から、放課後児童クラブ業務と私学助成業務の幼稚園の部分。保健所から、子育て包括支援センターを含む子育て支援グループ所管の業務と小児の予防接種業務などをそれぞれ受け入れます。

これにより、これまで三つの部で行われていた放課後児童クラブ業務は、（仮称）こども未来部に一元化されます。部の構成は、移管されるこども福祉課、こども育成課、こども発達支援センターに新しく（仮称）こども家庭課を新設し、4課体制となります。

次に、（仮称）福祉保険部についてですが、子育て支援室とこども発達支援センターを除く福祉部と、こども・ひとり親医療費等業務を除く医療保険部を統合・再編し、（仮称）福祉保険部を新設します。

2ページ目を御覧ください。

（仮称）福祉保険部では、福祉部の地域福祉課、障害福祉課、生活サポートセンター、相談室、それと医療保険部の介護保険課の業務の一部を集約し、（仮称）福祉総合相談室を新設します。そこに福祉の総合相談窓口を開設することにより、生活困窮や生活保護など福祉全般に関する世代や属性を問わない相談支援に取り組むことができる体制とします。また、生活環境部から、ひきこもり関連調整業務を受け入れます。（仮称）福祉保険部は1室5課体制となります。

次に、「4 業務の移管など（部の編成を除く）」ですが、総務部では、石狩湾新港関連業務を産業港湾部へ、道路関連の期成会業務を建設部へ、それぞれ移管します。また、組織改革担当次長を廃止します。

財政部では、建設部から、ふるさとまちづくり協働事業の寄附受入業務を受け入れます。

産業港湾部では、総務部から、石狩湾新港関連業務を受け入れます。部内の農政課と水産課を統合し、（仮称）農林水産課を新設します。

生活環境部では、建設部から、ふるさとまちづくり協働事業業務を受け入れます。また、放課後児童クラブ業務を（仮称）こども未来部へ、ひきこもり関連調整業務を（仮称）福祉保険部へ、それぞれ移管します。

保健所では、子育て包括支援センターを含む子育て支援グループ所管の業務と、小児の予防接種業務などを（仮称）こども未来部へ移管します。

建設部では、総務部から道路関連の期成会業務を受け入れます。また、ふるさとまちづくり協働事業業務を生活環境部へ移管します。

水道局では、水道局内の管路維持課と整備推進課を（仮称）水道施設課と（仮称）下水道課へ再編します。

教育部では、放課後児童クラブ業務と私学助成業務の幼稚園の部分を（仮称）こども未来部へ移管します。

消防本部では、消防本部内の高島支所と手宮出張所を統合し、（仮称）手宮支署を新設します。

次に、「5 部・室・課、人員の増減」についてですが、部の数は2増2減、室は1増1減で、共に増減はありません。課は、7増10減でトータル3課の減となります。新設及び廃止される部・室・課は記載のとおりです。

人員の増減では、次長職2名減、課長職1名増、係員7名減、会計年度任用職員3名減、トータル11名の減となります。

次に、「6 執務室の移転」についてですが、別紙の資料を御覧ください。

執務室の移転は、4月に農政課と水産課を統合した（仮称）農林水産課が別館4階に移転。5月～6月にかけて玉突き移転となりますが、まず、教育部が旧商業高校へ移転後、教育部後に、別館5階の建設部が移転。建設部後に別館4階の子育て支援室を中心とした（仮称）こども未来部と、別館2階の財政課・契約管財課が移転。子育て支援室の後には、別館5階の生活安全課。消費者センターは、別館5階の山側・図書館側へ移転。財政課・契約管財課後に、本館1階の介護保険課が移転。介護保険課の後に、生活サポートセンターが移転し、地域福祉課、障害福祉課、相談室を統合し、（仮称）福祉総合相談室を新設し、福祉総合相談窓口を開設いたします。

別紙資料の2枚目に、市役所庁舎「執務室」移転案として、現状と移転変更後を記載しておりますので、御確認ください。

最後になりますが、本組織改革案は7月10日に職員組合に対し提案し、現在も協議を行っております。

○委員長

「令和元年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）浅井主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、令和元年度における同条例の運用状況について報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「公益通報及び公益目的通報」につきましては、倫理条例第14条または第22条の規定に基づく職員や市民の方からの通報でございませけれども、令和元年度においては該当はありませんでした。

続きまして、倫理条例第12条に定める不当要求行為等につきましても、令和元年度においては該当はありませんでした。

最後に、倫理条例第6条に定める職員研修につきましては、合計で51件の研修を実施し、延べ907名が受講しております。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては7件実施し、延べ189名が受講いたしました。

○委員長

「小樽市強靱化計画の策定に係る進捗状況について」

○（総務）企画政策室内山主幹

昨年、第4回定例会当委員会において、国土強靱化地域計画の策定に着手したことを報告させていただきました

が、現在の報告状況について資料に基づいて報告させていただきます。

本市で策定する小樽市強靱化計画は、大規模自然災害への対応として、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせたハード、ソフト両面での総括的な計画でありまして、地域防災計画と重なる部分もございますが、発災前の対応を幅広く登載するものとなっております。

また、このたび、新型コロナウイルス感染症の影響で関係省庁それぞれの対応となりますけれども、早ければ令和3年度から予定される国土強靱化予算の要件化に対応するためには、この計画の策定は必須となるものでございます。

資料の「1 これまでの取組」ですけれども、小樽市強靱化計画の策定は、昨年末から継続的に実施してまいりましたが、本年度から本格的に策定を進めてきたところでございます。しかし、本市においても、新型コロナウイルス感染症への対応が優先となりまして、当初考えていたスケジュールや計画内容の審議方法の変更を余儀なくされたところでございます。

このような状況から、策定に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮するとともに、策定会議での審議方法や就任していただいたアドバイザーの意見を最大限に反映できるよう工夫しながら審議を進め、8月下旬に「小樽市強靱化計画（原案）」を取りまとめ、先日、委員全員に提示させていただいたところでございます。

なお、本日、小樽市強靱化計画（原案）に関しまして訂正箇所が発生しました。先ほど議員の皆様にご正誤表を机上配付させていただきました。訂正箇所は、16ページに記載している指標の部分となっております。

「2 小樽市強靱化計画（原案）の構成」についてでございますけれども、第1章～第4章、別表と、計画のフレームを記載しておりますけれども、計画の根幹をなすのは、第3章の脆弱性評価及び施策プログラムの部分となります。太枠の囲みにあるとおり、想定される最悪の事態、20のリスクシナリオに対する脆弱性の評価と対応方針施策プログラムを示しまして、推進する取組を掲載しているところです。個別の事業につきましては、別表で管理するというようなイメージで作成しております。

「3 今後のスケジュール（予定）」につきましては、当委員会で報告、審議をいただいた後、今月中旬から来月にかけてパブリックコメントを実施します。議会議論のほか、パブリックコメントの意見などに関する計画への反映の有無については、11月上旬に開催予定の第6回策定会議で審議を行いまして、最終調整した計画案を作成し、市長決裁を経て、計画が策定となる見込みです。

○委員長

「令和3年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について」

「令和2年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

「令和2年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（総務）企画政策室高山主幹

初めに、石狩湾新港管理組合から、事前に協議を受けております令和3年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）につきまして、資料に基づきまして説明いたします。

資料の1枚目は、令和2年度配分額と、令和3年度要求額（案）を事業別に示した表で、2枚目が位置図となっております。それぞれ番号が符合しておりますので、併せて御覧ください。

初めに、国の直轄事業になりますが、位置図右側の①北防波堤につきましては、港内の静穏度を確保するため既設の防波堤を延伸するもので、令和3年度は、ケーソン製作・据付などの本工や地盤改良を予定しております。

次に、東地区の②岸壁（-12m）ですが、金属くずの輸出増加と、船舶の大型化に伴い、既設岸壁では、施設の能力が不足していることから、新たに水深マイナス12m岸壁の整備を行うものです。

以上の2事業が、令和3年度の国直轄事業で、事業費は30億200万円、管理者負担分は5億6,800万円となっております。

次に、交付金・補助事業につきましては、位置図右側の③臨港道路東線と、左側の④西・樽川ふ頭線の2事業になりますが、いずれも交通の円滑化を図ることを目的に、臨港道路の整備を行うもので、この2事業の事業費は、合計で2億3,550万円、管理者負担分は9,420万円となっております。

以上の4事業が、令和3年度の要求案となりますが、事業費全体で32億3,750万円、管理者負担分は6億6,220万円の要求額となっております。

また、表の左側に記載しております令和2年度配分額につきましては、事業全体で合計57億200万円の予算要求に対し、配分された結果は、表の一番左下にありますとおり、合計26億4,200万円となりました。

なお、本件につきましては、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に意見照会をしましてまいりましたが、それぞれ意見がない旨の回答をいただいているところをございまして、市といたしましては、これを踏まえて検討した結果、本件について同意したいと考えております。

続きまして、石狩湾新港管理組合議会の令和2年第2回定例会が去る8月6日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件が提案され、原案どおり同意されました。

また、報告事項につきましては、専決処分報告が1件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類2件の報告がありました。

続きまして、石狩西部広域水道企業団議会の令和2年第2回定例会が、去る8月31日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、企業団が加盟している組合の契約変更に係る議案が2件可決され、令和元年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件が認定されました。

また、令和元年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率報告の件について報告がございました。

○委員長

「避難所運営マニュアルについて」

○（総務）災害対策室佐治主幹

避難所運営マニュアルについて報告いたします。

今回、配付いたしました避難所運営マニュアル（別冊）は、本年5月に北海道の避難所マニュアルが改正になったことを受け、いつ発生するか分からない災害に備えるため、取り急ぎ、感染症対策の部分を取りまとめたものでございます。

また、北海道の同マニュアルにおいては、感染症対策のほかに要配慮者への対応や厳冬期の訓練などの事項が含まれていることから、要配慮者の対応の手段になり得る学校の空き教室の利用方法についても、現在、関係者と協議を行っているところであります。最終的には、これらの方向性を盛り込んだ本市の避難所運営マニュアルを全面的に改正したいと考えております。

別冊の同マニュアルの内容といたしましては、感染症対策を「1. 避難所の開設」、「2. 避難者等の健康管理」、「3. 避難所での衛生管理」、「4. 感染症の発症又は感染症が疑われる避難者への対応」の四つの項目に大きく分け、北海道や他都市の避難所マニュアルなどを参考にしながら、実際に本市の避難所運営スタッフ等が運営に当たって留意すべき事項などを記載したものであります。

また、避難所のレイアウトにつきましては、今年6月に国から示された避難受付時の避難者の動線、集合スペースや専用スペースの配置例を参考として、そのまま掲載しているところであります。

今後におきましては、避難所運営訓練などを実施する際、記載の注意事項やレイアウト例を実際に検証してみて、

問題が生じた場合は、本市の実情に合わせた内容に適時更新した上で、本市のマニュアルを取りまとめていきたいと考えております。

○委員長

「FMおたる難聴解消事業の概括について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

防災情報通信設備整備事業、FMおたる難聴解消事業の概括について、報告いたします。

資料を御覧ください。

「1. 事業の目的」といたしまして、本事業は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震と、それに伴う大規模停電の際、市民に対する災害支援情報の発信手段として、FMおたるが有効に機能したことを踏まえ、市内のFMおたる難聴地域を可能な限り解消し、情報伝達網を強化するため、新たに中継局等を整備するものでございます。

「2. 事業の概要」といたしまして、まず、1) 整備内容ですが、桂岡・張碓・オタモイ地区に各1局、計3局の中継局を新規に設置するほか、これらに対応するため、既存のFM手宮送信局、入船放送スタジオにも一部改修を行います。

事業費については、予算額1億300万円としており、国の民放ラジオ難聴解消支援事業3分の2と、補助裏として、過疎対策事業債を見込んでおります。

次に、「3. 事業のスケジュール」ですが、国への交付補助申請を7月31日に終え、8月17日に交付補助決定を受けており、この後、入札を経て、工事の工期は9月下旬から令和3年3月中旬までを見込み、令和3年4月からの運用開始を予定しております。

最後に、事業の効果ですが、本整備により、新たに約3,400世帯が放送を聴取できることとなり、現行よりも大規模災害への備えを充実することができるものと考えております。

○委員長

「（仮称）小樽市業務継続計画（BCP）の概括について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

（仮称）小樽市業務継続計画（BCP）の概括について報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1. 計画策定の背景」としましては、北海道胆振東部地震の災害対応に多くの課題が生じ、今後、想定される大規模災害に備え、課題解決の手段を確立するために作成するものです。

次に、「2. 計画策定のポイント」は、業務継続計画の策定に当たりましては、国から示されております必ず定めるべき、特に重要な6要素である、「1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（参集率の整理）」～「6）非常時に優先して実施すべき業務の整理（発災直後～1か月）」までを上げ、この要素に対して、本市の現状・課題・課題解決のための対策を整理していくものであります。

次に、「3. 策定スケジュール及び庁内検討体制（案）」については、令和3年6月の完成を目指し、各部署長で構成した庁内検討会議を4回予定しており、その中で進捗状況等を説明し、御意見、御提言をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

また、計画策定に当たっては、各部署の実務を担う職員の御理解、御協力が欠かせませんので、職員研修を2回予定しており、第1回目を8月5日に開催して、業務継続計画について説明したところでございます。

本計画は、令和2年度中には、現行の組織体制で一度整理しますが、最終的には、令和3年度の新体制を反映したものを完成版といたします。

次に、「4. 被災シナリオと計画構成、計画の特徴（案）」についてですが、北海道が平成30年2月に公表した地震被害想定などを参考に被災シナリオを作成しているところでありますが、発災から1か月程度の状況をシナリ

オとして考えております。

本計画の構成は、現時点では、基本計画から教育、訓練などを8章立てで想定しており、特徴については、計画策定後の更新を見据えて、非常時優先業務や職員参集体制などをデータベース化して更新しやすい形で取りまとめたいと考えております。

最後に、「5. 計画策定後のマネジメント」についてですが、本計画は、今回策定して終了ではなく、策定後も適宜改善を図る必要があることから、PDCAサイクルをしっかりと構築し、職員体制研修や訓練を継続的に実施することが重要と考え、本計画に業務継続マネジメント体制を一つの章として盛り込む予定としております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明を願います。

「議案第23号について」

○（教育）施設管理課長

議案第23号動産の取得〔教育（児童・生徒）用端末機〕について説明させていただきます。

今回、提出いたしました議案は、GIGAスクール構想における児童・生徒1人1台端末の取得に係る物品契約を締結するものでございます。文部科学省が、令和5年度達成としていた整備を前倒しするものでございます。

なお、本件につきましては、8月26日に6,791台分の入札を行い、8月31日に落札業者であるリコージャパン株式会社販売事業本部北海道支社公共営業部と仮契約を締結しており、金額は消費税及び地方消費税額込みで2億3,990万2,261円となっております。納入期限につきましては、令和3年1月13日でございます。

○委員長

「議案第24号について」

○酒井委員

議案第24号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

本条例案を提案する目的は、非核港湾行政を推進していくことです。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響からか、小樽港に米艦の寄港はありませんが、米艦の小樽港入港は、これまでに82隻に上っています。小樽市は、1982年核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各委員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎中学校の制服について

まず、一つ目、中学校の制服について伺います。

中学校の入学時に買いそろえなければならない指定用具は、合計すると数万円になり、一度に大変大きな出費となることから、家計への負担というのはとても大きいものであります。これにより、様々な問題が生じており、例えば出産のタイミングをずらす、控えるということが少子化の一因となっているとも推察されます。

また、価格の適正についても、果たしてこの価格が適正なのかと判断することがなかなかできないということで、この機会に議論すべきと考えました。

そこで、本市の制服の状況と、入学時に買いそろえなければならない用具、その合計の価格について、まずお示しください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市の中学校における指定制服の価格につきましては、詰め襟及びセーラー服の学校が8校、ブレザーの学校が4校あり、男子の詰め襟は平均3万円程度、ブレザーは平均4万円程度となっております。女子のセーラー服は平均3万9,000円程度、ブレザーは平均4万3,000円程度となっております。

また、入学時に買いそろえなければならない用具については、運動着とワークブックなどで平均2万3,000円程度となっており、制服と学習用具等の合計金額は、男子は5万3,000円～6万3,000円程度、女子は6万2,000円～6万6,000円程度となっております。

○松岩委員

この価格が果たして適正なのかというところなのですけれども、全国的に制服の価格が上昇しているとか、カルテルの問題が起きているということで、公正取引委員会が平成29年11月に、公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を発表しています。この概要について、簡単に構いませんのでお示しください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

平成29年11月の公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書につきましては、全国の公立中学校、約1万校の中から抽出した600校に対し、制服の指定・使用、学校と制服の製造業との関係、学校と制服の販売業者との関係、制服の販売価格等に関して調査を行い、制服の取引実態に関する調査結果を示したものでございます。

○松岩委員

公正取引委員会の報告書には、全国の平均価格が示されております。今年度の本市の価格と比べてどうなのかという見解を伺います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

報告書における全国平均価格につきましては、制服一式の販売価格で、男子、女子共に最も多い販売価格帯は3万円以上3万5,000円未満となっており、本市における今年度の制服一式の販売価格が、男子は平均価格約3万5,000円、女子は平均価格約4万円であることから、全国平均価格との大きな差はないものと考えております。

○松岩委員

少し細かい確認ですけれども、今、公正取引委員会の報告書の一番多い層というふうに発言されたと思うのですが、3万5,000円というのは、中央値ということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

そのとおりでございます。

○松岩委員

ということは、平成29年度の全国平均価格の算出においても、中央値と、今年度の本市の価格がほぼ同じぐらいということが明らかになりました。

そこで、この公正取引委員会の報告書の中には、公立中学校における制服の価格を安くする。あと、制服の価格については、三つの要因で統計的に有意に安くなることが結論として出されていますので、これを一つずつ確認したいと思います。

一つ目は、自治体が制服の仕様の共通化を行っているか否かという点なのですが、本市の制服の指定の状況について、まずお示しください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市において、制服の仕様の共通化は行っておらず、各学校が制服を指定しておりますが、結果的に、同じ仕様の詰め襟、セーラー服となっている学校もございます。

○松岩委員

報告書における市内でのデザインの共通化、仕様の共通化について、本市ではどのように考えていますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市において制服を共通とすることについて、ブレザーから詰め襟及びセーラー服に変更する学校においては、一定程度、価格を抑えることができると考えられますが、詰め襟やセーラー服は既製品であるため価格は変わらず、共通化することにより、スケールメリットを得ることは難しいと考えており、各学校の制服は、学校の歴史や伝統、地域の願い等で定めたものでありますので、今のところ市内全ての中学校を同じ制服にする必要性はないものと考えております。

○松岩委員

本当に今、御答弁いただいたとおりでして、ブレザーのほうが高いので、それを詰め襟にすれば、それは当然安くなると。だけれども、今回、公正取引委員会が示している共通化というのは、市内の中学校全部において独自の制服を作っている場合に、それを共通化するとスケールメリットが得られるということです。本市は、それにはそういう意味では当てはまらないという旨は理解しました。

それから、二つ目に、報告書では、販売店舗数が多いほど公正な競争の確保により価格が安い傾向があると見込めているとしているのですが、市内の制服販売店の数と、その価格差についてどういう認識か伺います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市の販売店舗数は6店舗となっております。

また、各学校の制服については、販売店舗間で若干の差が生じていると認識しております。

○松岩委員

こちら、公正取引委員会の調査報告書によると、1店舗、2店舗しかないところと、5店舗以上のところとかなり価格に差が生じているということなのですが、本市の場合は、公正な競争が確保されているというふうに、客観的に判断できるかと思えます。

それから、関連して、学校と販売店の関係性というのも言及されておまして、本市での制服販売に関して、学校は制服の購入方法について保護者に対してどのように周知をしているかというのもお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

保護者への周知方法につきましては、各学校の入学説明会において、制服購入のチラシを配布し、価格や販売店を周知しております。

○松岩委員

確認ですけれども、同じ仕様のものであれば、例えば、市外で購入しても構わないということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

市外での購入について、学校からは指定された制服と同じ制服であれば、購入しても構わないと聞いております。

○松岩委員

最後、三つ目は、価格などについて、学校等が関与しているかという点が上げられています。これに関してどのようにしているのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

価格などの決定に、学校等が関与しているかにつきましては、近年、制服を新調した学校につきましては、学校、PTA、小学校6年生の保護者、生徒等から広く意見を聞き、十分協議を行った上で、複数のメーカーから示され

た制服の仕様と価格帯を検討し、決定したと聞いております。

○松岩委員

これらを確認すると、本市の制服の価格が特に高い、もしくは不当に高いとは言えず、適正な価格であることが客観的に分かります。ただ、制服以外にも、ジャージなど、その他指定用具を一式購入すると、やはり数万円単位の出費になるのは事実でして、これがかかなり高いのではないかというふうに考えられる家庭は多いと思います。少し飛躍して聞こえるかもしれませんが、憲法でも義務教育の無償という記載がありまして、可能な限り費用が抑えられるべきと解されております。

一方で、先ほどからおっしゃっているように、学校の伝統だとか、教育的効果の兼ね合いがありますので、簡単ではないと思うのですが、この点について、今後、費用の点について工夫など、検討すべきだと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

保護者の負担軽減の工夫につきましては、現在、各学校では、4月に制服、体育着、ワークブック等にかかる金額が高額になるため、教材費等については一括徴収せず、年間数回に分けて教材費等を徴収したり、国語や英語の辞書を学校で用意したりするなど、保護者の負担を軽減するなどの取組を行っております。今後も必要な教材等を精選するなど、保護者の負担を軽減するための方法を学校と協議してまいりたいと考えております。

○松岩委員

最後に、公立中学校入学時にかかる諸経費、指定制服の内容などが各学校のホームページ等で確認できない状況になっていまして、要は入学説明会というか、そのタイミングでしか情報が得られないように今はなっています。これらの公表について、今後どのような対応を取られるのか、最後に伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

指定制服の内容や公立中学校入学時にかかる諸経費などのホームページ等での公表につきましては、現在ホームページで公表している学校はございませんが、先ほどの保護者の負担軽減の在り方も含めて、今後、校長会と協議してまいりたいと考えております。

○松岩委員

各学校のホームページの更新もこれからされていくということは過去の議会議論でもありましたので、しっかりと行っていただきたいと思います。

○行政と住民の双方向の情報共有（自治体LINEの導入）について

次の質問に入ります。

行政と住民の双方向の情報共有（自治体LINEの導入）についてです。一つずつお話をさせていただきますけれども、まずは、行政が、本市が住民に対して情報発信する仕組みは様々あると思うのですが、本市では主にどのような手段で行っておりますか。

○（総務）広報広聴課長

本市の情報提供、情報発信ツールということでございますけれども、主なものとしては、市の広報誌であります広報おたる、それから小樽市公式のホームページ、このホームページと連動して新着情報などを発信するツイッター、フェイスブックやインスタグラム。また、記者会見や記者レクチャーなど、記者への報道資料提供等で、報道機関を介した情報の提供もありますし、FMおたるの番組としては小樽市民ニュース、それから「明日へ向かってスクラムトライ！」の番組、STVテレビの番組としては小樽フラッシュニュースなどが挙げられます。

○松岩委員

次に、住民からの情報を行政が受け取る手段というのは、どのようなものがありますか。

○（総務）広報広聴課長

市民の皆さんなどから御意見を受けるためのツールということでございますけれども、主なものとしては、まず、市長への手紙。それから、Eメールや市民の声、投書箱を設置しておりますので、これによる御意見、御要望、お問合せなども挙げられます。

それから、1問目で説明申し上げたFMおたるの番組、「明日へ向かってスクラムトライ！」へのリスナー、あるいはホームページ、フェイスブックやツイッターのユーザーなどからの御意見、こういったパターンが考えられます。

○松岩委員

ホームページやSNSというのは、若い人を中心に親しいものではあるのですが、なかなか市のホームページやSNSを日常的に閲覧している人は、とても少ないのではないかと思います。

それから、行政のホームページというのは、全ていろいろな情報を網羅しなければいけない関係で非常に複雑でして、私でも知らないこととかも結構あったりするんで、一般の市民の方にとって、この情報を得るといっても難しいことだと思います。

そこで、行政と住民の双方向の情報共有ができるサービスの一つとして、自治体LINEというのが挙げられるのですが、これについて簡単にお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

自治体LINEとは何かということですが、まずはLINEについて簡単に説明させていただきますが、LINE株式会社が開発して運営しているソーシャルネットワーキングシステム、いわゆるSNSでございまして、スマートフォンやパソコンなどにつないで、24時間無料で通話、あるいは、個人やグループなどによるメールが利用できるコミュニケーションアプリということでございます。その中で、自治体に特化したLINEがいわゆる自治体LINEであると認識しております。

地域の自治体を持つLINEアプリに、いわゆる友達として登録をしておくと、自治体からの情報が自動的に配信をされたり、さらには、委員のおっしゃるとおり、必要な情報だけを自治体との対話の中から引き出すことも可能な、自治体と住民がスマートフォンなどを介して双方向でやり取りのできるコミュニケーションツールであるということでございます。

ちなみに、2019年、昨年5月に、地方自治体を対象にしたLINE公式アカウントの取得がLINE株式会社により無償とされたところで、無料とされたところでございます。

○松岩委員

要するに、皆さんが使っているLINEは友達と情報のやり取りをしますけれども、それを小樽市と友達になっていただいて情報をやり取りするというものなのですが、調べれば調べるほど、本当に小樽市でも早期に導入したらいいのではないかという内容だと思っております。

まず、LINE利用者は、実はSNSの中で一番多く、8,400万人も利用者がおまして、これはほかのソーシャルメディアに比べて、2倍～3倍以上の利用者です。それから、導入自治体は全国に600自治体以上あるのですが、例えばLINE公式アカウント上で、住民票を取得したり、戸籍を取得したり、それから福祉教育向けのサービスや、税金を納めたり送金したり、いわゆるキャッシュレス払い。それから、災害時のいろいろな避難方法、災害の状況だとかを教えたり、あと、本市では今年、道路の破損が原因と考えられる死亡事故が発生しましたが、例えば道路の破損状況を写真に撮って、それを市に伝えることで情報のやり取りができるなどというような、本当にいろいろなサービスがありまして、本市でもいろいろ導入の可能性があるのではないかと考えています。

これをぜひ検討してみたいということなのですが、いかがですか。

○（総務）広報広聴課長

ただいま自治体LINEの本市の導入に向けてということでございますけれども、おっしゃるとおりスマートフォン世代を中心に利用者が圧倒的に多くて、何度も言いますが友達登録さえしておけば、本市の各種市民サービス情報、それから行政に関する手続情報、こういったものが容易に取得できる、身近で手軽なコミュニケーションツールと認識をしております。

市では、現在市の公式ホームページについて、使い勝手といいますか、機能性向上を図るためのリニューアル作業を令和2年度をかけて、3年度当初の運用開始に向けて全庁的に進めているところであります。

委員がおっしゃっている自治体LINEは、入力されたキーワードとなる言葉を基にといいますかヒントに、我々が持っている膨大な単語や行政関連用語の中から、適切な回答を選んで回答として提供したり、市のホームページ上で、市民が求める最適なページに誘導するということが、どのような方法を用いても、システム上、不可欠になってくると思います。そのため、これは今年度の一大作業になりますけれども、まずはこの利便性、使い勝手のよいホームページシステムを構築して、これによってデータベースを強固にした上で、次の一步としての自治体LINEについて、どこまでのレベルでやればいいのか、また、そのレベルにしたときの有効性と必要経費、あるいは職員の仕事量、これも問題になると思いますので、この比較検討も含めて、導入について前向きですけれども考えてまいりたいとは思っております。

○松岩委員

市の公式ホームページも今、改変中ということではあるのですが、これはなかなか全部一度にやろうと思ったら無理だと思うので、先ほどの道路の部分では建設部ですから、建設部だけでやってみるなど、そういったことで部署ごとに検討してみて、徐々にやっていけばいいのではないかと考えています。すごく市民にとっては便利、私も住んでいるわけではないですが、ほかの自治体LINEを登録して少し試してみたのですが、すごく便利だと思ったので検討してほしいと思います。

◎災害対策について

最後の質問です。災害対策について伺います。

何回も定例会で取り上げているのですが、今回、新型コロナウイルス感染症が発生して以来、それも含んだ避難所運営をしなくてはいけないということで、今回、避難所運営マニュアル（別冊）当面の感染症対策ということで先ほども御説明いただきました。

これからの避難所運営は、感染症対策も先ほどから説明しているように必要なもので、従来のように地域住民やボランティアの方々だけで運営していくというのは極めて困難になると、これまでも指摘させていただいております。そのために、専門的な知識を有した人間がしっかり対応に当たる必要があるのではないかとことです。

それに対して、前定例会では、職員を配置してサポートしていくという旨の答弁をいただきましたが、この先ほど説明していただいたマニュアルを見ますと、全体的に健康管理、衛生管理、それから体調不良者への対応など、医療的な対応が多岐にわたって、職員といえども、その知識に関しては素人ですから、素人が管理運営をしていくのはかなり難しいと思います。そういったことについて、今後どのように運用していくおつもりかというのをまずお伺いしたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今回の避難所運営マニュアルにつきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、まず、現時点で整理できている内容をお示ししたものでありますので、今後におきましては、この内容を基本としながら、運用方法や人員体制などを含め、より実践的なマニュアルとなるよう、各関係者とさらに調整、周知を図った上で、全面的な改正を進めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

おっしゃりたいことは、避難所の新しい感染症対策を盛り込んだ運営マニュアルが必要だけれども、今この瞬間に災害が起きたときに対応することができないので、当面、いろいろ不備はあるかもしれないが、考えられる感染症対策を盛り込んだマニュアルをつくったということだと思うのですけれども、本当にそういうことであれば仕方ない。仕方ないということは言えないけれども、そういうものなのかという心積もりで見るとは、それにしても細く言いませんけれども、全体的に表現が抽象的で曖昧でありまして、突っ込みどころ満載だと思います。

それから、運営される方によっては、この文章の受け止めに差が生じるのではないかと。ある避難所では、これについてしっかりやっている。ある避難所では、そこが少し雑になってしまっているということも生じると思います。

これは私の感覚ですけれども、これまでは避難所という名前のとおり、緊急的に避難をしているので、最低限の食料や場所の提供をして、身の安全を確保するということが避難所に求められる一番大事なことだったのかと。それから、長期化していけば長期化に向けて対応が必要なのかというふうに思いますけれども、感染症対策は、最低限ではなくて、この運営マニュアルにもあるとおり最善を尽くす必要があると書かれています。最善です。最低限ではなくて最善ですので、やり過ぎなぐらいやって、それを防いでいかなければいけないということなので、すごく管理が難しいと。その上、避難者というのは、やはり強いストレスが生じていますので、そういった方々への対応なども含めると、やはり職員ですら、その対応に当たるのは本当に難しいと思いますけれども、改めて今後の運用について、マニュアルは整備していくということですが、どのようにされるおつもりか伺います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

避難所における感染症対策の今後の運用についてですが、先ほども申しましたが、今回の整理は、感染症が収束しない中、災害がいつ起こるか分かりませんので、当面の感染症対策を主に、避難所を運営する職員向けに最低限の対策を示したもので、暫定的にまとめたものであります。

今後におきましては、避難所を実際に運営する職員の意見を聴取するほか、町内会等の関係者の意見を聞くとともに、避難所運営訓練などを通じて問題点を洗い出した上で、関係者の御協力をどのような形で得られるかも踏まえながら、最終的にできるだけ対応が明確化されるような避難所運営マニュアルの改正を行いたいと考えております。

○松岩委員

ひとまずは、今後いろいろと検討されるということなので、その経過を見守りたいと思います。

それから、関連して、備蓄品についてですけれども、これまで置き場所の問題で、備蓄品を増やすことは難しいというふうに答弁されておりました。ですが、前回は指摘させていただいたとおり、やはり感染症対策の備蓄品が今回のマニュアルでも相当増えたと考えられます。

これらを今後どのように備蓄していくおつもりかというのを伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今回の感染症対策で相当数増えた備蓄品につきましては、まず、各指定避難所の備蓄品保管スペースが少ないことから、現在、旧祝津小学校など、現在利用できる空きスペースに仮置きする予定でございます。今後におきましては、公共施設の再編計画の動向などを見据えて、できる限り迅速に備蓄品が利用できるよう、再配置の方法について検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

今のお話を伺うと、市内の63か所の避難所の全てにこれをどう配置するかということはまだ決まっていなくても、備蓄しておかないと避難所の運営に支障を来すということで、ひとまず市内の置ける場所に置いて、災害がもし今発生した場合には、そこから移動させるというような認識でよろしいですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

そのとおりでございます。

○松岩委員

それから、この備蓄品がどうしてこういう品数になったのか、その基準についても伺います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

避難所は63か所ございまして、マニュアルに1か所辺りの数量を記載しておりますが、必要数量につきましては、1避難所当たりの備蓄品の設置場所ですとか、あとは、運営人数を想定いたしまして、各備蓄品において、それぞれの総個数を算定したところでございます。

考え方としては、まずは、少量ずつでも満遍なくそろえることとしたものでございまして、今後、不足があると判断できた場合には、必要に応じて順次、買い足していくということになろうかと思えます。

○松岩委員

それで、ここも非常に突っ込みどころ満載なのですが、1個だけ、少し疑問に思ったところは、段ボールベッドが1か所の避難所当たり5台となっています。これ1台で1の方が寝られるという計算だとすると、1か所の避難所で5人しか段ボールベッドに寝ることができないということになるのですが、なぜ1か所当たり5台という数になっているのかという理由をお示してください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

段ボールベッドにつきましては、近隣都市、具体的に申し上げますと札幌市を調査いたしましたところ、札幌市では1避難所当たり5台を備蓄数量としているということがまず分かりました。これは必要最小規模の数量として、我々小樽市としては、現行の1避難所当たり2台程度だったところをこれに倣いまして5台程度というふうに、まず、増強をして整理しているところでございます。

ただ、確かに委員の御指摘のとおり、5台ということは、63か所ですから315台ということになります。もちろん避難者全員の段ボールベッドをあらかじめ備蓄しておく、備えておくということは現実的には無理なことです。この補強方法といたしまして、段ボールベッドの作成業者1社と、既に協定を締結しております。間もなくもう1社とも締結できる見込みが立っております。準備を進めてございます。各社からは、おおむね3日～1週間程度で1,000セットぐらいの納品は可能というお話をいただいておりますので、備蓄は315台ですが、必要に応じて流通備蓄ということで対応していきたいと考えております。

○松岩委員

避難所の備蓄品も63で割ると、1か所当たりの台数、枚数という数量が出ていますけれども、63か所が一斉に避難所開設されるということもあまりないでしょうし、10か所開設されたら、その分、10か所に行くということなので、こういう数字で見ると1か所当たりに5台という数字に疑問を思うのですが、そうではないということが確認できました。

それから、レイアウトについても複数パターンが示されていまして、発熱がある人がいる場合、新型コロナウイルス感染症対策、健康な人の場合などで幾つか示されているのですが、これも本当に大変複雑なレイアウトでして、もっと極端に言えば、市内全ての避難所のレイアウトをそのパターンに沿って作成する必要があると思うのですが、今後どのようにされるおつもりか伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回、示させていただきましたレイアウトにつきましては、まず、参考資料として例示したものでありますので、今後におきましては、学校などと空き教室の利用の可否について調整した後、本市として、各避難所のレイアウト作成に着手したいと考えております。

○松岩委員

それから、マニュアルの中では、避難所の数を増やすことで3密を防いでいくというようなこともあるのですが、そのために、指定避難所以外でも開設に協力していただける場所をあらかじめ、こちら側から打診する必要があるとあります。それについて、今後どのようにされていくおつもりか伺います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害の状況によりましては、避難期間がある程度長期間となる場合や、あと、3密の回避を考慮した場合には、指定避難所だけでは全ての避難者を受け入れることができなくなる可能性もありまして、この場合は、ホテル・旅館等を避難所として開設していくということになるかと思えます。北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合が災害の避難所活用についての協定を既に締結してございます。道内の市町村は、道に要請を行いまして、この組合に加入しているホテルと受入れについて調整できることとなっております。

本市といたしましては、この組合に加入していない市内のホテル・旅館、また、町内会館、これらの中で、まだ避難所を開設できる可能性があると分かった場合は、随時、相手方の意向を確認しながら必要に応じて協定締結に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今年度におきまして、既に幾つかのホテルに対して、災害時の避難所機能の確保につきまして、協議を行っているところでございますが、細かな調整は今後ということになりますけれども、おおむね幾つかからはよい感触をいただいているところでございます。

○松岩委員

最後に伺いたいのは、苫小牧市の例ですけれども、9月2日の建設新聞に、苫小牧市、苫小牧埠頭株式会社、北海道クルロジスティクスブレイス株式会社という冷蔵・冷凍庫の会社が協定を結んで、津波の避難ビルとして、その冷凍・冷蔵庫を一時避難場所として使用する協定を締結しました。これを受けて、本市の北日本冷蔵株式会社が高島にございますけれども、津波の避難場所として、市に、もしよかったら、ぜひうちの会社を使ってくださいというような申出をいただいているということです。

このように、民間からの災害時の協力の申出、協定の締結の申出があった際に、今後どのような対応を取られるかというのも最後に伺いたいと思えます。

○（総務）災害対策室長

今回の北日本冷蔵株式会社のような民間事業者の申出につきましては、こういう防災意識の高さということで、大変ありがたいというふうには思っておりますので、まずは、この会社の災害に対する備え、それから災害時の行動対応についてお伺いしたいというふうに考えております。

その上で、本市としまして、津波災害警戒区域内にいます住民ですとか、事業者の方の一時避難の在り方なども整理した上で、どのような対応をしていくべきか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎令和3年度組織改革（案）について

最初に、令和3年度組織改革（案）について伺います。

令和3年4月実施に向け、組織改革（案）が先ほど示されましたが、それによれば、部の新設、部の統合、業務の移管など大がかりで、まさしく改革の言葉にふさわしいものになります。部の統廃合の中身は、ここで議論できませんが、条例規則の変更が伴うことから、職員の異動発令は来年4月1日ということになるのでしょうか。この点について確認させていただきます。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

令和3年度の組織改革についての異動発令ということでありますけれども、異動の発令日は、通常どおり4月1日を予定しているところであります。

○松田委員

組織改革（案）によって、それに伴う執務室の移転があり、その移転も建物の造作が伴うことから、案によれば、部署ごとに何段階に分けての執務室の移転になるようですけれども、全室の執務室が同時に移転すれば、何ら問題がありませんが、玉突き移転になれば、しばらくは混乱が避けられないように思います。統廃合することによって、システムの変更もあり、また、執務室の内線番号も変わりますけれども、ちなみに内線番号は、部署と直結、執務室と直結しているものなのでしょうか。執務室が変わることによって内線番号も変わるとなると、皆さん、本当に混乱するのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

内線番号、内線電話につきましては、今、委員に言われました中で、執務室というよりは、部署により内線番号が決まっておりますので、執務室が移転する場合であっても、基本的に内線番号は変更をしないような方向で今、進めているところでございます。

○松田委員

4月というのは、いろいろな届出が集中することから、やはり市民の皆様が来たときに、今度、場所が変わっているとか、どこに行ったらいいのだろうかと思わないように、市民への早めの周知というのが本当に大事になってくると思うのですが、市民への周知は、いつ頃、どのような方法で行う予定なのか、お示してください。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

市民の周知につきましては、年明け2月ぐらいから行いたいと考えております。

その手法としましては、市のホームページへの記載、広報おたるの活用、それと報道機関への報道依頼等を行うとともに、庁舎内への掲示、特に執務室が変わる職場においては、その移転の月日などを掲示し、広く市民に周知していきたいというふうに考えております。

○松田委員

やはり、市民の方が混乱しないように慎重にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎小樽市強靱化計画について

それでは次に、小樽市強靱化計画について伺います。

小樽市強靱化計画の策定に係る進捗状況の説明について先ほど説明していただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応が優先となり、当初考えていた策定スケジュールや審議方法などの変更を余儀なくされたとあります。

そこで伺いますけれども、審議方法をどのように変更されたのか、この点について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室内山主幹

小樽市強靱化計画の策定に当たりましては、関係部長に委員として参加をお願いしまして、外部からは学識経験者を含む6名のアドバイザーを委嘱して、6月下旬から、委員とアドバイザーによる策定会議を開催し、会議の場で計画の内容を審議していくということで予定しておりました。

しかし、昼間のカラオケを提供する飲食店における新型コロナウイルス感染症の発生により、会議の開催を見送

ることといたしまして、審議していただく計画書をアドバイザーに郵送しまして、意見や質問を書面により提出していただく方法に変更させていただきまして、そのいただいた意見などの審議をするため、各委員だけで策定会議を開催させていただいたところです。

なお、8月下旬には、委員とアドバイザーが参加した策定会議を開催いたしまして、アドバイザーや委員からの意見などをどのように計画に反映したかということについて説明、確認するなど、計画の内容の審議などを行ったところです。

○松田委員

やはり、審議方法は、書面だけではなかなかやり取りできないと思います。対面して、意見を交わすということが大事だというふうに思います。

それで、強靱化計画の原案を見させていただきましたが、その中身について確認したいことがあります。本日は総務常任委員会ですので、総務所管のものに絞って確認させていただきます。

まず、13ページに、指定避難所でもある小・中学校校舎の耐震化を計画的に進めているが、全国より遅れているので、令和10年度までに100%にするという指標が示されていますが、これについては100%達成できるのか。もちろん達成するために努力をするのだと思うのですが、10年度までに達成できそうなのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

耐震改修の必要性は認識してございますので、財政的な面を考慮しまして、耐震補強など計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

○松田委員

それで、16ページに、指定避難所は、市内の小・中学校を中心に63か所を定めているが、休日・夜間に災害が発生した際、本市職員で開設できる避難所は、このうち33か所であるとなっております。

それでは、開けられない場合、どのように対応するのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所開設を行わなければならない事象が発生したが、開設できない場合の対応については、学校開放を行っている学校に限定されますが、避難所に消防団員が駆けつけた場合には、体育館の玄関を開錠していただくこととしております。

それ以外の消防団員以外の地域住民が開設するような場合に対しては、現在検討しているところでございます。

○松田委員

今検討しているということですが、いつ何どき、災害というのは起きるか分かりませんので、それについては至急検討していただかないと、開かないということになったら大変なことになると思いますので、その点についてしっかりやっていただきたいと思います。この点については、どうでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

委員のおっしゃったとおり、早急に対応していきたいと考えておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○松田委員

次に、31ページに、今、消防団の話も出ていましたけれども、消防団員は減少傾向にあることから、充足率を令和10年度までに90%にしたいという指標を掲げておりますが、現在どのくらい不足しているのか。また、充足に向けてどのように取り組んでいるのか。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）主幹

90%の指標につきましては、条例定数514名に対してとなりますので、463名が指標の消防団員の数となります。

令和2年9月1日現在の消防団員数は370名となっておりますので、指標に対して93人下回っております。

また、消防団員の増員の取組につきましては、本年4月1日に、小樽市消防団条例の一部改正を行い、全ての消防団活動に従事する基本団員のほか、特定の消防事務に従事する機能別団員や休団制度などを新たに創設したところであります。これにより、これまで本業が多忙などの理由により、消防団活動の継続が難しい場合には、退団を余儀なくされていましたが、機能別団員や休団制度を利用することにより、退団することなく、消防団活動を継続しやすい環境を整えたことから、消防団員の減少の抑制につながるものと考えております。

また、市内各地で開催される消防フェアなどのあらゆる機会を捉え、消防団のPR活動を行い、消防団員の加入促進に努めてまいるところでございます。

○松田委員

次に、同じく消防関係になるのですけれども、防災訓練等による救助・救急体制の強化ということで、指導救命士、救急救命士、救命講習会開始からの修了証発行者数の指標を上げていますが、この取組状況を示してください。

○（消防）救急課長

指導救命士、救急救命士、救命講習会の取組状況につきましては、新たに養成する指導救命士は、令和5年度までに3名、現在30名おります救急救命士につきましては6年度までに40名に増員するため、救急救命九州研究所や札幌市消防局救急救命士養成所に入校させまして、計画的に養成してまいりたいと考えております。

また、救命講習会修了証発行者につきましては、10年度までの修了証発行者を1万2,000人としておりますが、市のホームページや広報おたる、消防のイベント等を通じまして、救命講習会の周知を図るとともに、毎月実施している普通救命講習会、並びに事業所単位で実施する救命講習会の開催を積極的に行うことにより、目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

ともかく、この強靱化計画というのは、あらゆる分野との連携が必要だと思われまますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎災害支援の在り方について

次に、災害支援の在り方についてお聞かせ願いたいと思っております。

代表質問でも述べさせていただきましたが、さきの九州を襲った大雨の災害では、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、県外からの災害ボランティアを制限せざるを得なくなりました。そのため、自前での復旧作業を余儀なくされたわけですけれども、ボランティア不足により、御高齢の方が泥水で埋まった家屋を始末している姿が映像で映りましたが、見ていて本当に切なくなりました。コロナ禍での自然災害という複合汚染によっては、感染リスクを抑えるために、3密の状況を回避しつつ、限られた人数でいかに避難者を細やかに支援できるか、今後、災害対応とコロナ対応のどちらを優先するかに苦渋する場面も出てくるかもしれませんけれども、小樽市としても、これを他山の石とせず、災害支援の在り方をしっかり議論していただきたいというふうに思っておりますが、これについてはどのように思っているのか、御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害の規模などにより、災害ボランティアを必要とする人数などは変わってきますが、大規模な災害が起こった際には、国などから、都道府県間の移動制限が発せられていない際には、全国からボランティアの方々が来て、御協力いただく場合も想定できます。

今後は、コロナ禍の感染症がはやっている中で、大規模な災害が起こった場合のボランティアの募集の範囲などについて、庁内議論を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

そうですね。取り組んでいただきたいと思っております。

このボランティアに関連して伺いますけれども、災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターとして、地域防災計画では、小樽市総合福祉センターを設置場所とすることになっておりますが、ここは老朽化が激しく、耐震化の問題もあることから、私は前に質問をさせていただいて、この場合はどうするのですかというふうに質問したところ、災害の状況によって、使えるときと使えないときもあり、使えないときのための備えとして、代替地の選定を急いでいる旨の答弁をいただきましたが、それに対しての進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害ボランティアセンターの件につきましては、小樽市社会福祉協議会と協議を進めているところでございます。現在は、市の市有施設の再編計画が進んでおり、施設の設定が困難であることから、当面は市有施設で、広場などを備えた施設の状況を社会福祉協議会に定期的に提供し、情報共有をしているところであります。災害時には、それらの中から、そのとき使用可能な施設を使用することとしております。

○松田委員

せっかくボランティアで来て、その人たちが被災したとなったら大変ですので、その点について、しっかり社会福祉協議会とやり取りしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎Net119緊急通報システムについて

次の質問に移ります。

Net119緊急通報システムについてお伺いします。

令和2年7月1日から音声による通報が困難な聴覚言語障害をお持ちの方を対象に、スマートフォンの画面だけで119番できるNet119緊急通報システムが始まりましたけれども、利用には事前登録が必要とのことですが、現在までの登録人数についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）警防課長

現在6名の登録者となっております。

○松田委員

これは始まったばかりなので6名ということだと思えるのですがけれども、道内近郊で、このシステムを導入している自治体はほかにあるのかどうか、その点について伺います。

○（消防）警防課長

道内近郊ということでございますけれども、9月1日現在、本市のほかに、札幌市、石狩市、岩見沢市、滝川地区、南空知の各消防本部が導入しております。

○松田委員

このシステムのことでございますけれども、このシステムは、どこから通報しても登録している自治体に通報が行くのか。それができないから、日中、居住地を離れる通勤・通学者がその自治体にも登録しなければならないのか。それとも、このシステムを導入している自治体であれば、登録していなくてもその自治体内で通報した場合、その自治体の消防に通報されるのか。この通報システムの内容について、御説明願いたいと思います。

○（消防）警防課長

原則になりますが、このシステムは、一度登録すると登録者が全国どこで通報しても、システムを導入している消防本部の管轄で通報した場合は、管轄する消防本部に通報されるものであります。システムを導入していない消防本部の管轄で通報すると、初めに登録した消防本部に通報が入りますので、そこから登録者がいる消防本部に通報するものであります。

○松田委員

では、今言ったように、札幌市、石狩市、岩見沢市、滝川地区など、このシステムでやっているところについて

は、そこで通報すれば、そこに直接行くけれども、そこが駄目な場合は、1回小樽に来て、小樽からその具合が悪くなったりしたところに連絡が行くということによろしいのですか。

○（消防）警防課長

委員がおっしゃられるとおりのシステムでございます。

○松田委員

とにかく、このシステムが全国的に広がることを願っております。

ないにこしたことはないのですけれども、導入して2か月余りですが、このシステムを利用した通報があったかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

現在まで、Net119を利用した通報はございません。

○松田委員

今までは、メールやファクスでの通報システムがありましたけれども、まだスマートフォンを持っていない人もいますので、今までの通報システムも継続しているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

Net119のシステムをこのたび導入いたしました。スマートフォンをお持ちではない方は、Net119を利用できないことから、従前どおり、メール119、ファクス119は利用できるものでございます。

○松田委員

とにかく、今はまだ登録者は少ないということですが、すばらしいシステムですので、登録者が増えるようにしっかり周知を図っていただきたいと思います。

◎住宅用火災警報器の設置状況について

次に、住宅用火災警報器の設置状況について伺います。

だんだん寒くなりまして、ストーブも必要になってくるような時期になるかもしれません。そこで心配なのが火災です。昨年の小樽市における火災発生状況は39件で、9人の方がお亡くなりになって、その中でも昨年、和菓子店で2人がお亡くなりになったことについては全国ニュースにもなるなど、そのような悲惨なこともありました。

本年は昨年と比較すると、件数が少ないものの24件を数え、負傷者もあり、つい最近も火災が発生しています。それで、火災発生を早期に教えてくれるのが住宅用火災警報器ですけれども、そのうち、住宅用火災警報器をつけている家庭は何件あったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

本年8月末日までに発生した本年の火災件数24件のうち、住宅用火災警報器の設置が義務づけられた建物における火災につきましては、8件発生となっております。このうち、住宅用火災警報器が設置されていた建物は1件となります。

○松田委員

いつも言われているのが、この住宅用火災警報器は、設置が義務づけられているにもかかわらず、小樽市では設置率が他都市と比べて低いといわれます。現在までの設置率を全国・全道の設置率とともにお示ししていただきたいと思います。

○（消防）予防課長

本市の住宅用火災警報器の設置率につきましては、国が調査手法を定めて、全国一律に行う設置状況調査において、本年7月時点で76%となります。また、全国の設置率は82.6%、全道の設置率は84.1%となっております。

○松田委員

やはり低いですね。

それで、小樽市では、設置率向上のために、消防職員の方が家庭訪問したり、町内会の集まりにも参加して啓発活動したり、設置ができない方には取付け支援をしたり、設置向上のために努力しているというふうに聞いておりますけれども、このように努力してるにもかかわらず、なぜ小樽市は設置率が向上しないのか、考えられる要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置率が向上していない要因につきましては、消防職員が市内全世帯を戸別訪問した結果、戸建ての住宅の設置率が61%とマンションなどの共同住宅と比べて低いことから、住宅用火災警報器の設置が義務化された平成18年以前の既存の戸建て住宅への設置が進んでいないと分析しております。

この要因を明確にはできておりませんが、購入に一定の費用を要すること。高い場所への取り付けが難しいことなどが要因と考えております。

○松田委員

市のホームページには、住宅用火災警報器を設置したことにより、火災を未然に防げたり、最小限にとどめた奏功事例が掲載されています。そして、先ほど、小樽市でも高いところに取り付けられないということも要因の中にあるということですが、取り付けの支援もやっておりますので、奏功事例をしっかりと掲載して、こういった内容をどんどん発信して、地道に啓蒙活動に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎学校教育について

それでは最後に、学校教育について質問させていただきたいと思います。

学校休業による影響についてお聞かせ願いたいと思いますけれども、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長期の臨時休校により、年間の授業数を確保するために、小・中学校の夏季休業が大変短いものになりました。例年だと、夏季休業は家族旅行など、思い出づくりの絶好のチャンスだったのに、子供たちにとって、物足りなさを感じていないのだろうか。うまく切替えができていいのか心配になりますが、その点については、どのように認識されているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

例年より夏季休業が短く、また、8月下旬は暑い日も続いたことから、体力的、精神的に疲れている様子の子供もいると学校から報告を受けておりますので、校長会議の中で、児童・生徒や保護者の面談の時期を早めたり、行事や授業時数の見直しをし、午前授業にしたりするなど臨機応変に対応するよう指導しているところでございます。

○松田委員

そうですね。しっかりフォローしてあげていただきたいと思います。

それで、1学期は休業期間が長かった分、1学期に行う予定の行事が2学期にずれ込むことになると思いますが、通常1学期にやるべき行事で、2学期に持ち越したものはどのようなものがあるか、小・中学校別にお示ください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

1学期から2学期に変更した主な行事につきましては、小・中学校の健康診断や、小学校の運動会、中学校の体育祭などがあり、多くの小・中学校が1学期に予定していた修学旅行や宿泊研修も、2学期以降に実施する予定となっております。

○松田委員

結局、1学期にやるべきものが、2学期にずれ込んだということで、それにより、2学期は行事が過密にならないのか、すごく心配しておりますけれども、その点について、どのように認識しておりますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

2学期に予定している小学校の運動会や学芸会、中学校の体育祭や文化祭については、例年よりも内容を縮小し

て行うなど、各学校が工夫して実施することとしており、児童・生徒の負担に配慮して実施するように指導しているところでございます。

○松田委員

あと、夏季休業期間が短縮されましたけれども、冬季休業も短縮されることになると思うのですが、例年と比較し、どの程度短くなるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今年度の冬季休業につきましては、当初、小学校で23日間、中学校で20日間を予定しておりましたが、現在このうち、小学校で8日間、中学校で7日間の登校日を設けることとしております。

○松田委員

夏季休業も短くなり、今度、冬季休業も短くなるということは、子供たちにとって1学期の長期休業は、自分たちの意に沿った休みではなかったのに、今度は楽しみにしている夏季休業や冬季休業も短くなるのは、本当に子供たちにとってストレスな部分もあると思います。先ほど聞きましたら、やはり体力的なものや、精神的なものでストレスをためているというような御答弁をいただきましたけれども、とにかく本当にしっかり子供たちをフォローしてあげていただいて、先ほど言いましたとおり、2学期の行事が過密にならないように、子供たちの負担にならないように、だけれども、あまりにも短縮だとか、簡単にし過ぎて今までやっていたことをやらなくなるような、そういった部分で質と量と、しっかり取り組んでいただければと思います。

とにかく、この問題は新型コロナウイルス感染症が発生したことによるもので、もうこれは今、どうしようもない部分もあると思うのですが、とにかく一日も早く収束して、子供たちの笑顔が満ちあふれる学校になっていただきたいということをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎コロナ禍の中での小・中学校の旅行行事について

1点目は、コロナ禍の中での小・中学校の旅行行事について、一般質問でさせていただいたところをもう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。

旅行行事について、保護者の方からもいろいろと御心配の声などもいただいているのです。行くことになって、学校からの説明等を子供が聞いてくると、バスの中で私語は駄目だよとか、部屋の中でトランプをしてはいけないとか、夕食もビュッフェではないので、好きなものを腹いっぱい食べられないだとか、体験学習も行っていないとか、そういうような、例年やっているようなことができない中で、本当に思い出に残るような旅行を子供に経験させることができるのかというような心配のお声も上がっているのが聞こえてきます。

ただ、もう既に9月初めから始まっていますので、終わった学校もあると思います。実際に行った学校の様子や

何か、もし耳に入っておりましたら、聞かせていただきますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

修学旅行が終了した学校からは、旅行先の宿泊地や訪問先では、到着時に検温がなされたり、消毒液が準備されるなどの感染対策がしっかりと取られていたこと。それから、旅行先の行く先々で、子供たちに対して、このような状況の中でも来てくれて本当にありがとうございますと、例年以上に大歓迎されており、子供たちも、とても喜んでいたということをお聞きしております。

○佐々木委員

例年にない、別の何か思い出に残る修学旅行になるのかなというようなところは、今お聞きしたところでは感じられます。

そういう部分で子供たちが、またそういう経験を積んでくれればと思いますけれども、もう少し先ほど申しましたように、細かい部分をお聞かせください。

事前のことについてですけれども、参加承諾書というのを事前に保護者に求めるのですね。行きますか、行きませんかということです。もし、学級で不承諾、参加しないという子供がいた場合、それも複数いた場合等が出てくる可能性があります。そういう場合の対応はどうするのか。本当に学校行事として成立しないとか、学級経営の根幹に関わるようなことになるかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

修学旅行等の実施に当たっては、感染防止対策を最優先しながら、その教育的意義や児童・生徒の心情等に配慮し、安心して旅行に参加することができるよう、児童・生徒や保護者に寄り添った丁寧な説明に努めた上で、実施を検討するものと考えております。

○佐々木委員

お願いします。

また、実際に旅行に出発します。先ほども言いましたけれども、バスの中やJRの中、それからホテルの部屋、いわゆる3密を避けるための対応が、トランプをしない以外にはどんなことが考えられますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

旅行中につきましては、旅行業者等とも連携の上、バス等の交通機関による移動や、旅行先における児童・生徒の体験的な活動、宿泊先での食事や部屋割りなど、あらゆる場面での三つの密の回避を徹底することとしており、例えば、バスを増便し、座席の間隔を空けたり、部屋の数を多くして、1部屋当たりの人数を減らしたりするなど対応しているところでございます。

○佐々木委員

道などが、そういう部分の予算を出すというような話も聞いておりますので、そういう対応を小樽市内でも対応していただければと思います。

さらに、旅行中に児童・生徒や引率教員に発熱等の症状が出た場合は、どうするのでしょうか。旅行途中で切り上げ、みんなで小樽に帰ってくる。もしくは、個人の児童・生徒が帰ってくる。いろいろなことがあり得ると思うのですけれども、その判断基準はどこにあるのか。また、誰が判断するのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

国から示されているガイドラインに基づき、旅行中に発熱等の症状が出た場合は、速やかに隔離、看護を行った上で、管轄の保健所と医師の判断に従うとともに、それらの関係者の意見を参考に、今後どうするかということ旅行業者と学校が行程に関する検討を行うこととなります。

○佐々木委員

さらに陽性だった場合、陽性の生徒、もしくは引率者が出た場合、こういう場合は、小樽に帰ってくるというこ

とも難しくなってくると思いますけれども、そうした場合の対応はどうなっていますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

万が一、陽性者が出た場合には、一般的に考えて、旅行先の医療機関において、一定の期間隔離、看護されるものと考えております。

○佐々木委員

そうしたコロナ対応をした場合、言ってしまうと、費用面で相当額の交通費や宿泊費、それからキャンセル料等が発生すると思いますが、そういう場合はどういう対応になりますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

修学旅行を実施する際には、旅行保険に加入しているものが多く、その旅行保険で対応できるものもあるというふう聞いております。

また、学校長判断により旅行そのものが実施できなくなる場合や旅行途中で予定を切り上げて帰る場合など、いろいろなケースも考えられますが、保護者の方に負担がかからないように、市でも対応したいというふう考えております。

○佐々木委員

これからも旅行行事が続きます。聞くところによると、3月までであると聞いておりますので、学校と協力をしまして、子供たちにいい思い出を残すようによろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小樽市強靱化計画（原案）について

続きまして、二つ目、小樽市強靱化計画（原案）についてお伺ひします。

第1回定例会の、この場で国土強靱化地域計画の概要等についてお聞きしていますので、今回は示された内容と、その周辺についてお聞きしてまいります。計画の中で、担当課のいないところも聞きます。分かる範囲でお聞かせいただきたいと思ひます。

それでは、1点目です。

このたびの避難所運営マニュアル（別冊）も一つ示されていますけれども、ここのところなどで、新型コロナウイルス感染症の影響について、この計画の中で反映されている部分はありますか。策定作業中に、新型コロナウイルスに配慮したという話は先ほど説明にありましたけれども、この中に、実際に新型コロナウイルス感染症の部分が反映していることがあれば、お示してください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

複合災害に備えた避難所の設置、運営支援等の避難所の感染対策につきましては、衛生用品の備蓄や感染症を疑う避難者の専用スペースの確保などを計画に反映させていただいております。

○佐々木委員

見せていただくとそういうところもありました。ただ、それ以外にもたくさんきつと関わってくる部分が出てくると思うのです。例えば、ボランティアの受入れなども、結局この発生で、できなくなるというところもありましたから、そういうことへの対応もきつとこの中に行く行くは出てくることになるのだと私は思っております。

22ページの、洪水ハザードマップの作成について伺ひます。

これまでも洪水ハザードマップについて、その必要性についてお聞きしていました。ここに位置づけられている意義については、大いに理解できる場所です。ただ、もう一つ、私が重要性について訴えてきました水防災タイムライン。これについて、触れられていないのが非常に残念です。

まず、復習も兼ねて、水防災タイムラインについて説明してください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、水防災タイムラインについて御質問がありました。

水防災タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、本市では水防法の洪水予報河川である新川と水位周知河川である星置川について、現在作成中であります。

○佐々木委員

そういう大事なもので、実際、今年の水害などのときも、このタイムラインに従って行動していたとお聞きしています。

話にありましたように、今、検討作業を進めているところであると。もう一つあったのは、防災上早急な作成が必要と考え、北海道とはこれを前倒しして、令和2年度中に作成をし、運用を開始することとしておりますと第2回定例会の当委員会で答弁をいただいております。であればこそ、ここのところに、水防災タイムラインについての記述があるべきと思うのですけれども、いかがでしょう。

○（総務）災害対策室佐治主幹

まず、新川と星置川の水防災タイムラインにつきましては、今年度中に小樽市地域防災計画に記載することを目標といたしまして、現在作業を進めているところであります。当初の予定ですと、小樽市地域防災計画に記載の可否を決める小樽市防災会議を7月に開催する予定でしたが、コロナ禍の影響により延期となりましたので、本会議の開催後に決定できる見込みとなっております。そのため、小樽市強靱化計画の作成日程からは多少遅れることとなりますので、次回の強靱化計画の更新時には、内容の拡充を含めて対応が可能になるものと考えております。

なお、水防災タイムラインにつきましては、小樽市防災会議で承認されました後に、速やかに市民周知を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

新型コロナウイルス感染症の影響により遅れるということですが、災害は待ったなしですから、いつ来るか分かりませんので、できるだけ早く進めていただきたいと思います。

ハザードマップ作成予定の朝里川についてお伺いします。

想定最大規模の大雨時に、朝里ダムの緊急放流を行うことを前提として浸水想定区域を想定しているとの説明が前回ありました。一方、9月9日、北海道新聞によると、道が管理するダムについて、洪水が予測される際にあらかじめ放流して水位を下げる事前放流を行えるようにし、洪水対策を強化するとの報道がありました。これ、水道局等の窓口が絡んでおり、こういうのを絡んでいるということだから、お聞きして分かるのかどうか分かりませんが、この事前放流に朝里ダムは該当しているのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

朝里ダムにつきましては、北海道に確認したところ、該当しているとの回答でございました。

○佐々木委員

該当しているということになれば、そのために地元市町村、電力会社とその治水協定を結ぶということになるのだそうですけれども、これはもう既に結ばれているのでしょうか。

また、内容とその効果について御説明をお願いします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

令和2年8月28日に河川ダム管理者であります北海道と、利水者であります本市で、朝里川水系治水協定を締結したことは、水道局から伺っているところでございます。協定の内容につきましては、ダムの洪水調節機能強化を推進することとし、事前放流の実施判断の条件や、事前放流量の考え方などが示されているとのこととあります。

また、効果につきましては、管理者と利水者などとの間で交流の考え方やルール、緊急時の連絡体制を構築することで、災害時における円滑な対応が可能となるものと考えております。

○佐々木委員

そういう内容で結ばれるとしたら、まとめて言うと、いろいろな変更がきつとあったのかどうかということでお聞きするのですけれども、製作中のハザードマップ、市が最初、この事前放流がない緊急放流だけのときと、それから事前放流を行えるようにしたことによって、このマップの変更はあったのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

朝里川の洪水ハザードマップを作成するに当たり、北海道から提供を受けております洪水氾濫危険区域は、緊急放流等も含めた最大想定規模のものであるため、協定の締結による変更はございません。

○佐々木委員

事前放流すれば、それが少しでも何か被害区域が減るような、そういう考えでしたから、それがもう少し現れるのかと思ったら、最大区域を表すということであれば変わらないのかと思いますけれども、その違いが少し分かるようにして、今後説明していただければと思います。

54ページに道路施設の防災対策等というページがありまして、以前から私が関心を持っております築港にある地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所小樽館というのがあります。そこで、講演会が開かれたのですけれども、そこのお話の中に、大地震の際、小樽市内の液状化現象についての話があったのです、図なども示されて。特に、臨港線を含む海側は、埋立地のため液状化発生のおそれありということでした。

北海道胆振東部地震の際の同現象の影響というのは、相当なものがあります。この計画において、臨港線をはじめとした道路のところ、どのようにこの液状化現象が配慮されているのか御説明願います。

○（総務）企画政策室内山主幹

計画17ページにございます1-1-4の地盤等の情報共有において、埋立地のほか、砂層となっている大浜一銭函海岸、蘭島海岸などでも液状化現象が起こるおそれがあり、液状化リスクについて市民と情報共有し、意識向上を図るため、液状化マップの周知方法などを今後検討することとしております。

なお、委員御指摘の臨海線を含む海側に関して、防災拠点となる耐震強化岸壁及び背後の荷捌き地については、想定される大規模の地震及びこれに伴う液状化に耐え得る施設として、大規模地震発生時においても機能し得る構造と考えております。

また、臨港地区の道路の液状化については、改めて他港の事例について研究したいと、港湾室から伺っております。

○佐々木委員

他港の事例を研究するというのも必要なのでしょうけれども、やはりその臨港線、道路が寸断されるというおそれもあれば、ここに書いてある輸送計画や何か全部使えなくなる可能性まであるということも含めて、やはりその対策というのを立てるべきであろうというふうに考えますので、ぜひ、いろいろな研究所その他で専門的なところの知識なども学んでいただいて、この計画をさらに改善していただきたいと思います。

63ページの歴史文化資源の保全及び防災対策等についてお聞きします。

色内地区の旧銀行街をはじめ、多くの本市の歴史的建造物老朽化に伴い、万が一の災害時に甚大な被害を受ける可能性について、私もいろいろところで話をさせていただきました。このように、本計画に搭載していただいたことや、ここの中に具体的に伝統的建造物群保存制度や歴史まちづくり法等による国の支援制度の活用について明記されたことについては、非常に有意義なことだと思います。

そこでお聞きしますけれども、国の制度活用、取組検討、実際に活用を目指して前に進んでいるのかどうか。この計画と具体的にあまり関わりがないかもしれませんが、お答えをお願いします。

○（教育）生涯学習課長

国の制度の検討についてですけれども、現在、建設部、産業港湾部、教育部の3部で協議を行っているところで

あります。伝統的建造物群保存制度については、文化庁の意見を聞く機会を持つようにしているほか、歴史まちづくり法については、建設部で北海道開発局との協議が続けられていると聞いておりますけれども、具体的に活用する制度については、まだ決まっていないところでございます。

○佐々木委員

この計画の中で、平時の点検や防災対策を行う必要があると指摘してはいますが、どのような取組を想定していますか。

○（教育）生涯学習課長

防災対策の取組につきましては、現在実施しているものは、旧日本郵船株式会社小樽支店の耐震補強工事。そして、文化財防火デーに消防本部と連携しながら実施しております防火訓練。あと、消防法による消防用設備等の点検ですとか、建築基準法による定期点検などがございまして、それらの取組が災害時の被害を小さくするものというふうに考えてございます。

また、国の制度としまして、重要伝統的建造物群保存地区制度では、景観に配慮した消火栓の設備などの補助ですとか、歴史まちづくり法の支援制度にございます社会資本整備総合交付金では、耐震改修などの補助はあるということ把握しておりますけれども、これらの制度の導入については、引き続き協議をしていくこととしております。

○佐々木委員

ぜひ、そういう国の制度を使って、残せるように速やかに検討を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎避難所運営マニュアル（別冊）について

3点目、避難所運営マニュアル（別冊）当面の感染症対策について伺います。

先ほど、松岩委員のところでお話もあったホテルの利用等についてまずお伺いしたいのですが、新型コロナウイルス感染症対策として、災害時の避難所としてホテル・旅館等のほか、自治体では公民館その他車中泊を想定した駐車場、グラウンド等の活用を予定している事例もあると聞いています。

本市では、従来の避難所に加え、新たな施設の活用を予定していますか。当然、感染症対応や観光客対応を想定した準備があるところだと思いますが、いかがでしょう。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害時の本市の避難所といたしましては、状況に応じて開設した指定避難所にまず向かってもらうことが原則となります。そのほかの避難先につきましては、必要に応じて、町内会館やホテル等の指定避難所以外の場所の開設もお願いすることになると考えております。さらに、対応可能な場合においては、自宅や親戚、友人の家などに避難することを促すことも必要と考えております。

○佐々木委員

それで、そういうところの中で、先ほど話のあったホテルの部分について伺いますけれども、私もいろいろと調べた中で出てきたのが、内閣府ほかから保健所設置市に、今年4月28日、「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」という事務連絡があって、「災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難して開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。」となっていますけれども、これは受けたものということではないのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

委員のおっしゃるとおり、内閣府からの通知内容を基にしたものでございます。

○佐々木委員

そうであれば、災害が発生した場合、直ちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があるということで、検討を速やかに進める必要があると思いましたが、先ほどのお話だと、もう既にホテル・旅館への打診というか、協議というか、そういうのは進んでいるのだというお話でした。そうであれば、ここの事務連絡等によると、行く行く協定の締結というふうになっていくということでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

少し先ほどと重複する部分もございますけれども、市内のホテル・旅館等への打診、協議ということもございますが、まず、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定というものが、平成29年1月に、もう既に締結されているところであります。この内容が、災害発生時に道内の市町村が、ホテル・旅館等を避難所として活用する必要がある場合に、北海道が業界団体とあらかじめ包括的に協定を締結して、市町村から要請があったときは取り次いでくれるものというふうになっております。

この組合なのですけれども、小樽市内で申し上げますと、現在18のホテル・旅館・ペンションが加入しております。これらにつきましては、市が個別に協定を締結し直す必要はなく、災害発生時に利活用の要請ができるというふうになっております。

そしてまた、この組合に加入していないホテルも市内にはありますので、そちらにつきましては、個別に協定を結ぶ必要が生じてまいりますので、今後不足があるというふうになった場合は、必要に応じまして、その協定を進めるということを検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

個別の協定が必要ないホテルが18ホテルあるということが分かりました。

もうホテルと接触して、幾つかよい感触を受けていると先ほど御答弁がありましたけれども、どういう感触なのか、もう少し具体的にお話いただけますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今年度におきましては、幾つかのホテルと既に接触させていただいたところでございます。その中としましては、一昨年ブラックアウトが生じた際ですけれども、今、宿泊されているお客様、外国人も含んだ状態でございましたが、それらの方をどうするかで非常に混乱したため、災害時の受入れには慎重にならざるを得ないという意見もある一方で、また別の宿泊施設では、災害時でもできる限り、市の要請を受けて、受け入れていきたいというホテルもございまして、おおむねですけれども、協力をいただけるようなものと感じております。

○佐々木委員

その18ホテルの大きな協定も含めて結ぶ際の主な協定の内容は、どういう内容になるのかお聞きしたいのですが、新型コロナウイルス感染症の対応なども含まれているのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

協定の内容でございますが、北海道の協定内容でまず申し上げますと、内容は、要請の手順として、まず市町村から要請を受けた北海道が組合に文書等で要請して、組合は加入の受入れの可否の調査を行った後、被災市町村と組合が直接連携して受入れを実施するというような内容が主なものとなっております。このほかの内容といたしましては、被災者の範囲の定義であったり、あとは仮設住宅が整備されて入居が完了するなど、宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを受入れ対象期間とするなどの期間の設定。また、借上げ費用の負担に関すること等となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応でございますけれども、陽性反応が出た方、また、濃厚接触者の方は、この協定のホテルに寄らず、医療機関への入院であったり、あとは道の指定するホテル等で健康観察を行うことになるので、本協定によっては、新型コロナウイルス感染症への対応は含んでおりません。

ただ、ホテルに移った後で避難者に発熱やせき等の症状が出た場合、他の避難者と隔離した上で、保健所等に連絡いたしまして、以後は保健所の指示に従うという一般的な対応を行うことになると考えてございます。

○佐々木委員

ホテルで開設する場合の運営体制が気になるのですけれども、あらかじめやはり決めておく必要があると思うのです。協定の中に載っているのかもしれないのですけれども、そういう場合、開設の際の運営管理は誰が担うことになるのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

通常の避難所におきましては、管理責任者というのはもちろん必要でございますので、配置することになります。指定避難所におきましては、通常市職員の補職者がこれに当たるというふうになっております。

今回、このホテルに関しましては、国の通知では、ホテル・旅館等に避難所を開設する場合は、これらのホテル・旅館等の施設管理者を充てることも差し支えないとされております。このことから、本市におきましても、ホテル・旅館側の理解が得られた場合は、ホテル側に管理運営の責任者を置くことをお願いしたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ホテル側もなかなか大変だろうと思いますね。それで、ホテルへの避難者というのは、誰を想定しているのかなと思うのですよね。近所の人なのか、それとも小樽市の場合は、旅行者がいます。そういう旅行者が対象になるのか。また、そういう人たちへ、このホテルが避難所なのですよということを事前に周知するのは、どういう方法でするのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

ホテルの避難ケースでございますけれども、まず、先ほども申しましたが、災害時には指定避難所への避難者の受入れというのが、まず大原則として考えてございます。ただ、災害の状況によりましては、避難期間がある程度長期間であったり、3密の回避を考慮した場合に、指定避難所だけでは避難者を全て受け入れられないという可能性が生じることから、この場合には、ホテル等への避難を検討するということになります。

このためですが、避難者の想定につきましては、国の通知によりますと、高齢者、基礎疾患を有する方、障害者、妊産婦、また訪日外国人旅行者等及びその家族等のうち避難させるべき者というふうに判断していることから、本市においても同様と考えております。これらの方のうち、具合が悪くなった方、あるいは集団生活を避けた方がよいと思われる方、これらの方につきまして、必要最小限の日数で避難していただくということを考えております。詳細な基準につきましては、今後、保健所や関係部署と協議して他都市の情報も収集しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

事前周知のことも今、御質問いただきましたけれども、様々な方がいらっしゃいまして、住民に限らず、旅行者などがいらっしゃいますので、なかなか事前周知というのは難しいのかと思います。現時点では、指定避難所にまず一旦入ってもらった方において、別の場所、ホテル・旅館等に移動したほうがよい方に、その都度、個別にお知らせして、判断していくことになるものと想定しているところであります。

○佐々木委員

分かったような、だけれども実際に頭の中で想定してみると、本当にきちんと避難者、もう本当に身一つで避難してきた方を、やはりこちらに来たけれどもいっばいだからあちらに行つてというというのは、非常に難しい動線になるだろうと思います。これからだと思いますけれども、そうしたところを整理していただいて、なるべく動きやすい、そうしたときに避難しやすい方法を検討していただきたいと思います。

この問題の最後ですけれども、ホテルにかかる財源はどうなるのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

財源、費用ということでございますけれども、ホテル・旅館等を避難所とする際の費用につきましては、基本的に市町村の負担になるものと考えております。ただし、多数の住家が滅失するような大規模災害、あるいは、広域でブラックアウトが長時間発生するような災害であって、災害救助法の適用になる場合にあっては、この経費は国庫負担となりまして、国からの補助が受けられるものと理解しているところです。

いずれのケースにいたしましても、一時的であっても市で支出する必要がありますので、財源につきましては、財政当局に相談しての対応になるものと考えております。

○佐々木委員

もう一つ、この付録のようについておりました避難所のレイアウト（例）について伺います。

これは先ほどからの説明で、あくまでも参考例ですよということなので、参考ということをつけた上でお聞きしますけれども、この図を見ますと、これはおおよそ学校の体育館なのかというふうに図が見えるのですが、そういう想定なのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

お示ししましたレイアウトにつきましては、体育館等の広い場所を想定した例であります。繰り返しになりますがお、これは、あくまでも参考として例示したものでありますので、現在、学校ごとに体育館の確認や空き教室の利用の可否について調整を進めているところであります。このため、これらの調整を行った後に、本市としてのレイアウトを作成する予定であります。

○佐々木委員

具体的に本市の実態に合わせてつくっていただきたいと思います。

冬期間の暖房についての想定はどうなっていますか。そもそも学校の体育館であれば、暖房装置がついていますが、それを使うとすれば、電気や灯油の備蓄などもどれぐらいが必要になるのかということが必要になると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現在、避難所となります小・中学校の体育館におきましては、電池着火式ストーブと赤外線ヒーターの暖房機器を配備しており、停電対策といたしましては発動発電機を配備しているところであります。

また、燃料類につきましては、避難所となる施設で平時に使用している燃料を利用することを基本としておりますので、災害用の備蓄は特にしておりません。

○佐々木委員

新型コロナウイルス感染症の対応により、一避難所の想定定員は当然少なくなると思うのですが、どのくらいになると想定されていますか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

一避難所の想定定員についてですが、当面の感染症対策といたしましては、学校の空き教室の利用の可否などによって、今後変化する可能性があることから、現在は特に定めておりませんが、暫定的に各避難所定員の半分程度を目安として考えているところであります。今後におきましては、学校の施設管理者と空き教室の可否の調整を行った上で、今年度末を予定しております避難所運営マニュアルの改正時にお示ししたいと考えております。

○佐々木委員

最後の質問になりますけれども、感染軽症者が発生した場合の対応ということで、一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物、同一建物の場合は動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、風呂等が必要とありますが、市内の現在の避難所では、そういう対応が可能なのかどうか。今、実際に調査中ということでしたけれども、これはどうでしょう。それから、そういう場合、もしこれが学校の体育館だとしたら、学校の一般教室などの

使用ということも、これに当てはめるとしたらあり得るのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

御質問の内容につきましては、現在学校の施設管理者と感染症隔離室、傷病者の一時滞在室、育児室、更衣室などの専用スペースの確保が可能か調整をしているところであります。

今後におきましては、学校などと調整を終え、他の記載すべき事項を整理するとともに、避難所運営訓練などで記載内容を検証し、問題が生じた場合には、本市の実情に合わせた内容で適時更新する対策を講じた上で、本市避難所マニュアルの改正を進めていきたいと考えております。

○佐々木委員

こうやってお聞きしたのは、例えば、災害時で緊急避難場所になり、その後、学校をいざ再開するとなったときに、その避難場所と学校の教室の確保などというところがどうなるのかと少し考えたものですから、聞かせていただきました。ぜひ、教育委員会等とその辺のところの調整を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ準備するのは錯綜しており大変だと思いますけれども、これからG o T oトラベルは東京も復活というような話もありますので、いろいろなことが、災害と新型コロナの対応、急務になると思ひますけれども、その辺のところも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について

まず、陳情第19号について質問をいたします。

先ほど陳情者の方から、こうした陳情に至った説明などもされておりました。中身を見ましても、なるほどと思ひえることもありますし、おやと思ひえることもあるのですけれども、少し聞ひていきたく思ひておひます。

ここで述べられてるのが、市民の考えを結集するという話であります。本当にこれは大事なことだと私自身は思ひておひます。ただ、こうした市民の考え、市民以外にも様々な方々の意見を聞く場というのはそれぞれあるわけあります。

まず、市長の諮問機関としての審議会、こうしたものが一つ挙げられるかと思ひますけれども、こうしたものについては、どのようなものが挙げられるでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

諮問機関として、どのようなものがあるのかという御質問でございますけれども、代表的なものということでお答えをさせていただきます。

小樽市の行政計画の根幹である第7次総合計画策定、その策定の際に小樽市総合計画審議会を設置しております。こちらに御参加ということで、学識経験者の方ですとか、団体等からの推薦の方、一般公募の方、小樽市議会議長が推薦する議員の方などに御参加いただひているところでございます。

○酒井委員

様々な審議会などがあると思ひます。

こうした審議会というのは、どういった役割を持ってといひますか、何のために開かれるのか。一般論で構わな

いです。先ほど言った総合計画審議会の場合には、こういった目的でやられましたというような形で役割を説明していただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

先ほどの総合計画審議会のお話をさせていただきますと、総合計画自体、行政の基本的な方針である総合的な計画でありますので、策定に当たって様々な御意見をいただくということで、結果は計画に反映させていただいているということでございます。

○酒井委員

そうなのですね。すごく大切な役割を持っているのです。私も、第7次総合計画の審議会委員として、実際に分科会などにも参加させていただきまして、もともとあった原案からさらに様々な審議会委員の皆さんが意見を出して、その中でよいものに仕上げていくという、そういった貴重な経験をさせていただいたのです。もちろん、その審議会の委員をなさっているのは市民だけではなくて、市外の学習経験者の方々ですとか、小樽市にゆかりのあるの方々ですとか、やはりそういった意見を結集していくという場所があるというのが大切なことだと思っています。

それでは、そうした機関ではなくて、今度は市民が参加する機関、これには一体どういったものがあるかお示し願えないでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

市民の皆様の意見を直接聴く場面ということで答弁させていただきますと、総合計画策定の際には小樽市民会議100というものを開催いたしましたし、それ以外の例としては、地域の身近な御意見をいただくということで、地区連合町会長と市長と語るつどい、こういったものを開催して、行政運営の上で貴重な御意見とさせていただいているところでございます。

○酒井委員

これについても同様に、役割についてお伺いしたいと思うのです。何のために行われているのか。この小樽市民会議100、地区連合町会長と市長と語るつどいなど、それぞれお答え願えますでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

小樽市民会議100につきましては、広く一般公募でございましたので、より広い意見を計画に反映させていただくということで開催をさせていただきました。

あと、地区連合町会長と市長と語るつどいでは、行政運営をする上で、地域の声というものを強く反映をすることによって開催させていただいているところでございます。

○酒井委員

私の実感としては、やはりこうした市民の意見を聴くということについては、一定程度やられているのではないかという気はしています。特に、この小樽市民会議100では、本当に御高齢の方からすごく若い方まで、いろいろな方が意見を出して、その中身が、総合計画に一定程度反映されたという部分もあったと思うのです。

また、地区連合町会長と市長と語るつどいの中でも、やはり様々な地域の課題なども挙げられて、それが改善につながっているという事もあると思うのです。

そこでお伺いしたいのは、今回の陳情でお話しされているのは、決定権を持つ小樽市住民自治協議会を設立していただきたいというお話なのですけれども、これは法的に設置することは可能でしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

陳情にございました住民自治協議会の定義がどのようなものであるか、少し具体的に不明な点はあるのですが、市政につきましては、地方自治法上、市長などの執行機関や議決機関である議会が決定権を持っていますので、陳情にあるような組織が決定権を持つということではできないと考えております。

○酒井委員

そうなのですね。あくまでも、決定していくのは市議会なのです。やはり住民の負託を受けた市議会がそういった役割を担っているというふうに思います。

意見をたくさん聴くということは大事なことだと思うのです。ただ、決定権を持つということになりますと、やはり法的に担保された機関でないと、できない話だなと思っております。

◎避難所運営マニュアルについて

次に、避難所運営マニュアルについてお伺いしたいと思います。

第2回定例会の中で、コロナ禍における避難所についてお話しさせていただきました。その中でも、空き教室の活用などについても検討してまいりたいというようなお話もあって、十分ではないと言いつつも、一定程度こうした当面の感染症対策として示されたということは、私はすごくよかったのではないかと思います。

問題は、実際にこうした当面の感染症対策を取りながら、避難所は開設できるのかどうかということ、ここが大事だと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回作成しました避難所運営マニュアルは、感染症が収束しない中、災害がいつ起こるか分かりませんので、当面の感染症対策を主に避難所を運営する職員に向けて、最低限の対策を示したもので、暫定的にまとめたものであります。ですので、このマニュアルだけでは十分ではない面もありますので、今後におきましては避難所運営に当たる職員の意見聴取のほか、町内会等関係者の意見を聞くとともに、避難所運営訓練などを通じて問題点を洗い出した上で、関係者の御協力をどのような形で得られるかも踏まえながら、最終的に、できる限り対応が明確化になるよう、避難所運営マニュアルの改正を行いたいと考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお伺いしたいと思います。

先ほど来、様々な方からこの避難所の感染症対策備蓄品についてお話がありました。私もお伺いしたいと思います。段ボールベッドが5台、それから間仕切りが5台ということで出されております。もちろん、これについても、今後における空き教室でありますとか、また、定員をどうしていくかということについて、今後の調査によって、それぞれの避難所において適正な数が変わってくるのではないかと思います。ですので、まず、お伺いしたいのは、これを見る限りは、一つの避難所についてそれぞれ5台という形、これが適切かどうかというのはなかなか分かりづらいと思うのですが、改めて伺います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

段ボールベッドの備蓄数ということでございます。段ボールベッドは、御承知のとおり備蓄する際に保管場所ということで多くの面積、場所を必要とするところがございます。近隣他市の状況を調査いたしまして、札幌市の備蓄の考え方が、避難所1か所当たり5台ということが分かりましたので、本市もこれを参考として5台と設定したところでございます。

ただ、5台と申し上げましても63か所の避難所がございますので、315台備蓄できるということになってはございます。仮にこの315台でも不足するというような場合につきましては、流通備蓄で対応したいと考えてございまして、既に段ボールベッド作成業者1社と協定を結んでおり、来月の10月にはもう1社締結できると見込んでございますので、各社からはおおむね3日～1週間で1,000セットぐらいであれば納入して配置できるというふうなお話をいただいておりますので、基本は備蓄はここまでとして、後は流通備蓄というふうにご検討いただいております。

○酒井委員

流通備蓄というお話でありました。

ただ、今後において、どのぐらいの数が必要なのかというのは、先ほど札幌市の例を参考にしたというお話であ

りますけれども、やはり小樽市としてどれだけ必要かということを考えていかなければいけないと思うのです。そのときにやはり必要となってくるのが、それこそ先ほどもお話がありましたけれども、指定避難所にいる場合ですとか、また、自宅で避難する場合、それから、それ以外の場合などということも、それぞれの想定で考えていかなければならないと思うのです。やはり、その上で必要なものはこれだけで、流通で持っておけるのはこれだけでという、今の時点でそこまで詳しい話はなかなか難しいと思うのですけれども、そういったところを目指していくべきだと思うのです。一律に各避難所に五つという機械的な話ではなくて、個々の避難所については、これだけの人数を受け入れるつもりであるのだから、こうした段ボールベッドやパーティションなどについては、これだけ必要ですよという形で考えてくということが一律では済まないと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

まず、今回の考え方としては63か所同時に開設するというのではなくて、1か所当たり5台、それで63か所の315台をまず備蓄して、仮に10か所避難所を開設するのであれば、まずそこに集中的に配置して、同時に並行しながら協定業者をお願いをして、1週間後には1,000セット、2,000セットが届くというような段階的な時間差で、手だてしていくというふうに考えて配置しているところございます。

委員御指摘の各避難所の必要数ということでございますけれども、それぞれの避難所、小・中学校において収納場所に制限があるということがございますので、なかなかその段ボールベッドを各避難所にあらかじめ配置していくということは、いろいろ検討しなければなりません、現段階では想定はしていないというところでございます。取りあえず、備蓄品の収納場所の問題も我々はこれから抱えておまして、どういうふうにこの備蓄品の保管の在り方を考えていくかという問題もございますので、その中で並行して考えて、検討していきたいというふうに思います。

○酒井委員

今のその考え方が悪いと言っているわけではないのです。それから、置き場所がないというのも、そのとおりだと思うのですよ。例えば、100人想定するような場所が仮にあったとして、では100セットのものを全部用意するかといったら、それは現実的ではないですよ。けれども、例えば100人想定できる避難所の場合だったら、100人分用意できなければいけないのですよ。後からでもいいのです。まずは、5セットなり10セットしかないとしても、そういった考え方を持つことが私は必要ではないかと思っているのですけれども、少し考え方が擦れ違っているなと思ったので、改めていかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

委員御指摘の点というのも、多分にそれはあると思います。ただ、一方で、やはり物理的な保管の容量というものもございますので、それも含めまして、今後検討していきたいというふうに思います。

○酒井委員

まだ少し擦れ違っているかな。100人分を今すぐ用意せよと言っているわけではなくて、後から来る場合でもいいけれども、やる形になるという、100人の対応ができるようにしていきます。でも、備蓄としては、すぐ用意できるのは5セット、10セットということなのです。意味は分かりますよね。もう一度お願いできますか。

○（総務）災害対策室長

今、御指摘のありました事前に備蓄する内容と流通備蓄のすみ分けですとか、やはり各地区の人数だとかもありますので、その辺は体系的に捉えて整理をしていくというのが今後の課題だと思っていますので、その辺の整理は今後やっていきたいというふうに思います。

○酒井委員

それで、皆さんからいろいろと質問があった、参考として出されました国から示されたレイアウト例。これを見ますとかなりイメージがしやすいなと思うのです。本当に、授乳スペースの話もありますし、また専用スペースな

ども四つもあるし、それからパーティションなどを使った例なども示されています。もっとも、あくまでもこれは国から示された例であって、今、空き教室の調査云々の話もありましたけれども、これからどういうふうな形でやっていくかということはあるのですが、いずれにしても小樽市の指定避難所においては、これを参考にして、こういうふうにやっていきますというようなものは、今後つくっていかれるのですよね。

○（総務）災害対策室佐治主幹

何度も繰り返しになりますが、お示しましたレイアウトは、あくまでも参考として例示したものでありますので、現在学校ごとに体育館の確認や空き教室の利用の可否について調整を進めているところであります。このため、これらの調整を行った後に、本市としてのレイアウト例を作成する予定でございます。

○酒井委員

第2回定例会の総務常任委員会の中でも、空き教室の活用について質問いたしまして、そのときに調査していくとお話がありました。今も調査が続けられていると思いますけれども、現在の調査はどのように進められているのかお伺いいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

まず、8月上旬に校長会がございまして、その場で市内の小・中学校の調査を進めさせていただきたいということをご全校長に申し上げました。その後、小・中学校を回っておりまして、現在は29校中15校に訪問し、調整を図ったところであります。

今後におきましては、残りの14校を早急に訪問し、調整を終わりたいと思っております。

○酒井委員

ぜひ、急いで進めてほしいと思うのです。それぞれの学校も、なかなか大変な部分もありますし、それから災害は待ってこない問題でもありますから、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

ところで、避難所開設訓練です。これもやっていくというお話ではあったのですが、やはり急がれるというふうに思うのです。現時点でこうした避難所開設訓練については、いつ頃行うようなイメージであるのかお示し願えるでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所運営訓練につきましては、まずは10月に予定しているところでございます。

○酒井委員

素早くやられるということで、すごくいいことだと思います。

ところで、訓練の見学についてです。以前、行われた際には、関係者だけでなく、議員も含めて様々な方が、そうした開設訓練について見学することができて、私は非常によく参考になったなと思ったのです。

ただ、問題としては、現在、新型コロナウイルス感染症の問題があって、そうした見学についてはなかなか御遠慮いただきたいというのが、今の実態だと思うのです。ただ、そうは言っても、そうしたコロナ禍においても避難をしなければならないという実態があるわけですから、感染症対策をしっかりと行った上で、密にならないようですとか、また、見る場所についても工夫するとかしながら、見学ができるような事というのは不可能ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練を見学することにつきましては、今、委員のおっしゃったとおり大変重要なことと考えております。地域住民も、この訓練を見ることによって防災意識を高めるということも大変重要だというふうには認識しております。

ただし、今、委員もおっしゃったとおり、今後市内での新型コロナウイルス感染症の発生状況、そういったものと訓練介助の状況、それと参加者、集まる方の駐車スペース等も考えながら、公開方法などは今後また検討させていただきたいと思っております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで提案したいのが、今オンラインなどで、その内容などをやっていますよね。Zoomなどを使ったりですとか、また、それ以外のいろいろなもので、言ってみれば、タブレットやパソコンなどで見られるような形でやっている。最悪そういった形でも、どういったことが行われているかが見れるようにしておくということは大事ではないか。それがもし、残っていることがあれば、例えばパソコンやタブレットのような通信環境がない人でも、DVDに落としてみるなどということもできるでしょうし、後々こういったことでやればできるのだねということで、イメージすることもできる。ぜひ、こうしたオンラインなども活用した見学といいますか、そういった参加ですとか、そういったことも含めて、検討してみてはいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

当初は、訓練の見学ができない方のために、多数写真を撮って、ホームページ等に掲載したいというふうにご考慮しておりました。オンラインの部分に、まず、我々も動画の機材がないものですから、その辺を情報システム課などに確認して、そういったものを屋外で、要は庁舎外でそういったものができるのかということをお聞きしながら、今後検討させていただきたいと思っております。

○酒井委員

災害対策室にそういった機材がないと聞いて、私はすごくショックを受けました。本当に、こういったところにごこそ必要なものだと思うのです。ぜひ今後、やはりそういったことにおいても検討していただければと思っております。

◎教員以外の職員等について

次に、教員以外の職員等について質問をいたします。

まず、最初にスクールカウンセラーについてお伺いをいたします。

このコロナ禍において、このスクールカウンセラーの役割というのは、ますます重要になっているというふうにご思っております。そうした観点でお聞きをしたいのですけれども、現在の配置状況についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市のスクールカウンセラーの配置状況につきましては、道費によるスクールカウンセラー5名が、全中学校に定期的に派遣されており、市費によるスクールカウンセラーが、昨年まで2名で6校に派遣しておりましたが、今年度から1名増員し、全小学校へ定期的に派遣しております。

なお、学校や保護者からの派遣要請にも随時対応してございます。

○酒井委員

全部ということで、とてもよいことだと思います。

一方で、巡回しなければならないということもありますし、そういった点からすれば、今の人数で十分だというご考えでしょうか。やはりもう少し居たほうが助かるのだけれどもというご考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

現在、全小・中学校に派遣、巡回という形で対応させていただいておりますが、それぞれ派遣要請等の日程調整をしながら対応させていただいておりますので、現時点では十分対応できているというふうにご考えております。

○酒井委員

先ほど私は、役割はますます重要になってくるというふうにご述べましたけれども、市教委としてはこうしたスクールカウンセラーの役割について、どのようにご考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

まず、スクールカウンセラーの業務につきましては、児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者等に対する指導、助言などを行っており、教育委員会といたしましては、子供たちの心のケアや適切な支援を行う上で、大変重要な役割を担っていると認識しております。

○酒井委員

そうですね、大変重要な役割だと思います。

今、本当にこの新型コロナウイルス感染症によりまして、子供たちも非常に不安に思っています。私も、私の妻が行っている塾に来ている子供の中で、やはりそういった気持ちのもやもや感があるみたいな話を聞かされたというふうに聞いたのです。やはり、以前と現在のそうした状況というのは大分変わってきているのではないかと思うのです。こうしたスクールカウンセラーへの相談について、コロナ以前と、それから今は後ではないですから現在の相談の傾向とといいますか、どのようになっているのかお示し願えるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

新型コロナウイルス感染症に関わる相談内容の傾向等につきましては、流行前と現時点で比較していきますと、内容的には友達関係や、家庭、学習に関する悩み等が多く、相談内容に大きな変化は見られないというような状況となっております。

○酒井委員

変わらないという話ですけれども、実際には今までと大分状況は変わっている。その中で出てくる不安、こういったことも出てくると思うのです。やはり、こうしたものについてもしっかりと活用していただければなどというふうに思います。

次に、学校司書についてお伺いをいたします。

この学校司書について増やしていくべきだという質問を以前にさせていただきまして、その際、教育長から増やしていくというお話がありまして、実際に増えているわけでありまして、この学校司書の役割と目的をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

配置している学校司書でございますが、図書館資料の分類や整理、図書館資料の購入・廃棄の計画、学校図書館の環境整備などのほか、児童・生徒の読書相談なども行っておりまして、児童・生徒の読書習慣の確立、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や豊かな人間性を育てるという観点で、学校司書は重要な役割を担っているというふうに考えて配置しているところでございます。

○酒井委員

平成29年には、僅か4人だったのですけれども、これが現在の資料で見ますと10人ですから、本当に大きく増えて、本当に喜ばしいことだと思っています。

そこで、ここで示されているのがボランティアの数であります。これについても非常に大きく増えている。人数についても倍以上に増えているわけでありましてすけれども、まず、このボランティアの役割と目的は、どのようなものかお答え願えるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ボランティアの活動でございますけれども、朝の短時間かもしれませんが、読み聞かせなどを行っているというふうに聞いてございます。また、読み聞かせのほかに学校図書館の書架のお手伝いなどもやっているというふうには聞いてございます。

○酒井委員

これは人数が大きく増えているのですけれども、こういった取組でこのように増えたのですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

これは、各学校の努力という言葉になるのかもしれませんが、PTAの方の御協力であったり、地域の方々も入っているというようなこともあるかと思ひまして、少しずつ地域にある学校ということで、地域の方からもどんどん学校に入ってきているということから、委員がおっしゃる3年前の数字から増えているというような結果が見受けられるのかと思っております。

○酒井委員

こうやって、いろいろな方が参加してくれるということは、本当に歓迎すべきことだと思っております。

一方で、この学校司書について、改正学校図書館法では、各学校に配慮するような努力義務が出されております。小樽市は以前の状況から見れば、はるかに改善されたと思っておりますけれども、まだ私は十分ではないのかという気持ちはあります。

7月9日の北海道新聞北見オホーツク版に掲載された記事であります。そこでは、北見市で学校司書の配置が進むという形で紹介されてきて、全小・中学校37校のうち23校まで拡大したと。それから、2024年までに全ての小・中学校に学校司書を配置する計画であるということが述べられているわけでありまして。これまでの僅かしかなかったものからすれば、今の状況というのは私はすごく歓迎すべきことで、よく頑張ってやっていると思うのですが、やはり全小・中学校に配置をするということが求められるのではないかな。ただ、北見市の場合は、全小・中学校に配置するといっても、1人1校でやっているわけではないのです。兼務も含めてで、全ての小・中学校に学校司書を配置するという計画なのです。

ぜひ、こうした他自治体の取組なども参考にして、全小・中学校に学校司書を配置する。こうしたことについて、研究、検討していく考えはないかどうかお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、北見市の事例を御紹介いただきまして、小樽市も昨年度まで6名の学校司書で各ブロックを巡回していたところでございます。今年度は、1人の学校司書で、まず拠点校で整備していくということもあるのですが、全部ではございませんけれども、兼務という形も少しずつ取りながら、行く行くは全校に配備できればというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお伺いをいたします。

◎公立高等学校配置計画について

次に、公立高等学校配置計画についてお伺いしたいと思います。

今回、北海道教育委員会は、小樽潮陵高校の学級数について削減するということについて出しました。

まず、自治体としての小樽市として、どのように思うかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室布主幹

こちらの計画でございますけれども、北海道教育委員会で定める計画でありますので、お答えしづらい部分もあるのですが、今後の推移などを見定めながら、市教育委員会と連携を図ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

同様の質問を教育委員会にしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

生徒数が減少している状況ではありますが、市内中学校の卒業生の普通科志望の進路選択が狭まることのないように、また普通科の公立高等学校が小樽を含みます北後志地区の進学校として適切な教育課程が編成できる学級数を維持できるように、特段の配慮を要望してまいりました。

また、PTA関係者からも今回募集定員を削減しないよう強い要望がある中で、今回の間口減とする計画が示さ

れたことについて落胆の声も聞こえてきておりますので、市教委としては残念な形になっているというふうに考えております。

○酒井委員

市教委としては、残念だという思いだということですが、実際にはそういう形でやられてしまう。こうした方向でやりますと、やはり学級によって文系クラスでありますとか、理系クラスでありますとか、そういった分け方をしていたりとか、様々な想定をしていると、それが変わってしまうという形になってしまうと、なかなかそういう運営についても大変になっていくという、そうした影響などもあると聞いております。こうした影響については、市教委としてはどのような所感をお持ちになりましたか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

例えば、現在の潮陵高校でいいますと1学年6学級ということで、生徒からの希望も聞きながら、現在は3学級、3学級の文系、理系コースで分けているというふうには聞いてございます。今後、5学級のように奇数学級になった場合、バランス等も含めて今後検討していくような形になるのではないかとというふうにも聞いているところでございまして、私どもでこうしてほしいなどというのは、なかなか難しいようなところかと思っております。

○酒井委員

なるほど、やはり、市教委として言える部分と言えない部分があるのは当然ですが、実際にはそういった影響というのは出てくるわけなのです。学年によって違うという形になってしまったら、本当に学校経営も大変になってくる話であります。

そこで、これまでで、新設校の件については別にして、それ以降、配置計画について道教委に要望したことはあるでしょうか。もしあれば、その内容についてお示ください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

これまで地域別協議会などで意見を述べさせていただいておりますが、やはり小樽、北後志、後志全体、それぞれの地域の状況もあるかと思っておりますので、その地域の状況を踏まえて、この計画等も考えていただきたいというふうに述べているところでございます。

○酒井委員

こうした問題というのもやはり大きな問題だと思えます。しっかりと小樽市として、自治体として、また小樽市教育委員会として、道教委に対して意見を述べていく必要があると思えます。

◎行政のデジタル化について

最後に、行政のデジタル化について、聞きたかったのは、デジタルやAIなどの技術、これでどんどん推し進められようとしています、万能ではないですよということです。やはり、行政の効率化のためにそういうことをやるべきではなくて、住民の福祉の増進のためにそうしたデジタルやAIの技術を行うべきだというお話をしようと思ったのですが、なかなか聞けないので、これはまた別の機会に聞きます。

1点だけ聞きます。

今、いろいろな情報を公開しています。その中には、CSVファイルですとか、またはエクセルファイルなどでも出しているのですが、その中でメタデータと言われるものがあるのです。総務省のガイドラインでは、メタデータを行政が出す場合には、きちんとつけなさいというような形で言われているのです。一方で、そこで見たときに、データ作成者に個人の名前が出てきているのです。私はそれは少しまずい話かと思ったのです。他の自治体を見ました。旭川市などでは、作成者は旭川市になっていて、その情報の保管、保存した人については、個人名ではなくて情報システム課などの名前になっているのです。やはりこういった形で統一していくことが必要だと思うのですが、最後にお伺いいたします。

○（総務）浅井主幹

メタデータのデータ作成者の欄につきましては、積極的にこの作成者の個人名を知らしめる必要はないと思いますので、記号化するなり、先ほど言った自治体名にするなり、そういった工夫をすればいいかと思うのですが、仮にそのまま作成者の名前が入っていたとしても、職員の職種名につきましては、小樽市情報公開条例第7条第2号ウの規定により、職員の職務遂行に係るものであれば、基本的には不開示情報、つまり開示してはいけない情報には該当しませんので、そういった場合でも特段の支障はないものと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結します。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市の文化財指定について

それでは、小樽市の文化財指定についてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、文化財の定義について。有形文化財、無形文化財、無形民俗文化財、いろいろ耳にいたします。この定義について、いま一度お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

文化財の定義ですけれども、文化財保護法では、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上等の観点から価値の高いものを文化財としておりまして、保護の対象の種類は今お話がありましたが、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観の6種類があると定義をしております。

○中村（岩雄）委員

これまで小樽市が指定した文化財には、どのようなものがありますか。

○（教育）生涯学習課長

市が指定している文化財といたしましては、有形文化財として日本銀行旧小樽支店、旧三井銀行小樽支店、木造聖観音立像。無形文化財といたしましては、向井流水法。民俗文化財として、忍路鯨漁撈の行事、高島越後盆踊りの行事。そして、記念物としては史跡ですけれども、北海道鉄道開通起点。

以上、7件でございます。

○中村（岩雄）委員

先ほどの定義で御説明いただいたジャンルで、今、市が指定している文化財に、伝統的建造物群や文化的景観などは小樽市の指定としてはまだありません。今後のことをいろいろ考えますと、可能な限り、こうしたいろいろなジャンルの指定も今後考えていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今、お話がございましたジャンルの件でございますけれども、有形文化財の中でも、まだいろいろなものがございますので、必ずしも先ほども申し上げました伝統的建造物群などは別として、いろいろなものをこれから検討し

ていきたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

そうですね、いろいろと検討していただきたいと思うのですが、最近、新聞等でも報道されておりますが、塩谷で船絵馬ですとか、日本遺産に関連した貴重な資料が相次いで発見されました。こうした町内会で見つかった貴重な資料を、まちづくりに活用しているという、そういう市内のいい事例などがありましたら、御紹介してください。

○（教育）生涯学習課長

まちづくりに活用している市内の団体ということで、2団体を紹介させていただきたいと思います。

一つは、祝津地域で、まちづくり団体ですけれども、NPO法人おたる祝津たなげ会では、祝津にしん群来祭りを開催するなど、鯨漁で栄えた地域の歴史を楽しみながら、再認識してもらう事業を実施しております。明治後期に建設されたにしん番屋の一般開放などを行っているのですが、今年の10月からは、そのにしん番屋をテレワークの場として提供する事業を実施するとのことでございます。

また、朝里地域の小樽・朝里のまちづくりの会。こちらは、朝里の自然や歴史、民間伝承など、次の代に受け継いでいきたい貴重な遺産を地域の住民が主体となって発掘する活動を行っておりまして、朝里遺産として独自に認定するなどの先駆的な取組を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

大変活発に活動されていると思います。

9月8日に、実は塩谷・桃内でも、塩谷桃内まちづくり推進委員会を立ち上げました。そして、10月10日に、まず第1回目の事業として、文化講演会を小樽経済センターで企画しております。これにぜひ、市、そして教育委員会にも御協力いただきたいと思います。

それから、地域の皆さんは、さらにその後、先ほど来御説明いただいております市の文化財指定を目指していきたいという思いなのです。価値あるものをさらに高めていきたいということですので、今後に向けてのアドバイスなどいただけましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

まず1点目、小樽経済センターでの文化講演会の件ですけれども、教育委員会に後援のお願いもありましたので、対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、市の文化財については、今、指定が少ないという御指摘も受けているところですので、今後調査を行っていきたくて考えております。

文化財保護法での定義を最初にお話しいたしますけれども、文化活動によって創り出されたもの、私たちの身の回りにある歴史を感じさせてくれるものなどは、壊されなければ将来文化財になる可能性を持っているというふうに考えております。市の指定文化財は、小樽市文化財審議会で審議することになっておりますので、今回の塩谷で見つかっている絵馬などが、すぐに指定となるかどうか分からないのですけれども、塩谷桃内まちづくり推進委員会という組織が発足したというお話でしたので、歴史的な価値を守って、まちづくりの支援として生かしていくことができるように、また若い世代にも身近な地元の文化財を知ってもらって、将来に引き継いでいけるように活動を続けていただきたいというふうに考えております。そのように活動を続けていくことで、地域住民から市民全体に広くその価値が認められていけばというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

よく分かりました。

それで、塩谷桃内まちづくり推進委員会としましても、ぜひ地元の子供たちにこうした絵馬などの貴重な資料に触れていけるような企画も考えていきたいと思っています。発見された絵馬だけでも、大体110枚以上あるのです。そのうち、船絵馬、これは北前船に関係してくる船絵馬ですけれども、これだけでも30枚はあります。こうしたも

のですとか、それから三十三観音など、いろいろありますので、こうしたものをぜひ塩谷の子供たちに見ていただく。そして、触れていただく。そういう機会をつくっていきたいと考えているのです。ぜひ、この点でもアドバイスがありましたら、お願いしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

子供たちにそういう地元の資源を知ってもらうために、地元の資源について触れてもらう機会をつくってもらいたいという意向があるということ、塩谷小学校や塩谷児童センターなどに伝えていきたい。そのように考えてございます。

○中村（岩雄）委員

塩谷小学校や塩谷児童センターがありますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

◎旧塩谷中学校跡の利活用について

それから次に、旧塩谷中学校跡の利活用についてお尋ねしていきたいと思います。

第2回定例会で報告がありました旧塩谷中学校の、昨年のサウンディング型市場調査の結果につきまして、改めてお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室津川主幹

第2回定例会の総務常任委員会の報告内容ですけれども、閉校施設の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果につきましては、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校の施設の利活用案の作成に向けたサウンディング型市場調査を令和元年4月から開始し、期限を2年3月末まで延長して実施したところです。

旧塩谷中学校につきましては、1件のエントリーがありましたものの、提案内容を確認していく中で取下げがあったため、具体的な提案には至らなかったものであります。

○中村（岩雄）委員

旧塩谷中学校の跡利用につきまして、その後、何か具体的な提案などはありますでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

その後、具体的な提案はありましたかという質問ですけれども、何件かお問合せはいただいておりますが、具体的な提案に至っているものはありません。

○中村（岩雄）委員

先ほど来、申し上げている塩谷桃内まちづくり推進委員会でも、この旧塩谷中学校の跡利用、利活用について、今、具体的にどう活用ができるだろうかということで、様々な検討を加えている最中です。今後、この点でも市にいろいろと相談をさせていただくことになろうかと思っておりますので、ぜひ、その際はよろしくお願ひしたいと思います。これの答弁は要りません。

◎防災について

それでは、防災に移りたいと思います。

まず、FMおたる難聴解消事業の進捗状況を御説明いただいたのですが、この防災行政無線と、それからこのFMおたるでカバーし切れない部分は、全市でいろいろあろうと思うのです。このカバーし切れない部分についての今後の何か手だてというものは、考えていらっしゃいますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本市の市域は、東西に約36キロメートル、南北に約20キロメートルという横長の地域で、三方を山々に囲まれた坂の多いまちとなっていることから、FMコミュニティラジオでは、地形的な影響を多く受けることになりまして、全ての地域において放送を行き渡らせるということは、非常に困難な状況となっております。

手だてということでございますが、まずは、このFMおたるの放送なのですが、インターネット環境があれば、パソコンやスマートフォンによりまして、FMおたるの放送内容の聴取が可能となるサイマル放送というものがご

ございますので、このことにつきまして、まず引き続き周知を努めていきたいというふうに考えております。

このほかになります。先ほど委員の御質問にありましたけれども、防災行政無線を今回、令和元年度、2年度で38局整備を行っておりますが、この防災行政無線で放送した内容を27局の1199番というところに電話すると、繰り返し後から聞くことができる防災行政無線電話サービスというものがございます。

このほか、事前に登録した方の携帯電話やスマートフォンに、緊急性の高い防災情報、気象情報をメールで配信する登録制メールというものもございまして、また、スマートフォン用のアプリを活用いたしまして、災害が発生するおそれがある場合や災害発生時に避難情報や避難所開設情報などを配信するサービスとして、Yahoo!防災速報というアプリがありますので、こちらなどを用いまして、手だてというふうに考えてございます。

なお、いずれも広報おたる9月号に記事を掲載させて周知しておりますし、今後も引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そういうものをフルに使いながら、市民に対して周知も進めていただきたいと思うのですが、先ほど来の約3,400世帯にさらに上積みできるという要素と申しますか、その可能性があればお知らせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

先ほどの報告で、今回の事業で約3,400世帯が放送を聴取できるというふうに報告させていただいたところでございます。令和元年度になりますけれども、本事業の調査、設計といたしまして、委託したコンサル会社が市内全域と申しますか、今回三つの中継局を起点として、電波の伝搬調査を行ってございまして、この3局を起点として、良好な電波が伝わる範囲として示された区域の世帯数を数えますと、約3,400世帯というふうになりますので、報告したところでございます。

この基準となる電波ですけれども、一般的な市販の受信機であれば、クリアに聞こえるものとされております。したがって、多少ノイズが入っても聞こえるかどうかという観点で考えますと、放送内容を聞き取れるという範囲まで広がりますと、この約3,400世帯というラインにかかわらず、もう少し増えると思います。ただ、実際に何世帯増えるかの算定は難しいというふうに思っております。

さらに、このほかの要素としましては、FMラジオの受信というものが、ポケットラジオもあればラジカセもあるし、カーラジオもあるというふうに、それぞれ様々な受信スタイルがあるのですけれども、同じ地点でもこの機種によって聞こえたり、聞こえなかったりというものがございまして、例えば、銭函に走っていくと国道5号沿いですとカーラジオでずっとFMおたるは聞こえるけれども、ポケットラジオなら聞こえないということがございまして。

このようなこともございまして、ラジオ受信機の性能によりましては、今回の、電波が伝搬する範囲外であっても聴取ができるということもあり得ると考えておまして、この部分でも実際はもう少し聞こえる世帯が増えるかもしれないというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

できるだけその世帯数を上積みして行って、なおかつ100%というのは無理だと思いますが、可能な限り難聴地域解消の努力をしていただきたいと思っております。

何点かお尋ねをさせていただきますけれども、今年の3月23日付の同報系防災行政無線の運用開始についてという資料を所管からもらっております。その中で、「3 放送内容」に、「本市の防災行政無線はJアラート（全国瞬時警報システム）と接続しており、地震・津波情報や国民保護情報（弾道ミサイル攻撃など）といった極めて緊急性の高い情報も含め、下記のような災害情報を放送します。」ということで、地震、津波、避難情報、国民保護情報として弾道ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃など、こういったものも放送するのだというふうになっています。この防災行政無線と国民保護情報がどんなふうにつながって、この弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃などがあった場合に、防災行政無線で放送されていくのかという、その辺の流れをお示しいただきたいと思うのですが、分かる範囲でいいで

す。いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

防災行政無線なのですが、もちろんマイクロフォンがついていまして、アナウンサーや市の職員などが直接放送を語りかけるというスタイルもありますし、あとは、あらかじめ市の災害対策室で設定してあるような定型文を音声合成で流すことができます。今回、今、委員お尋ねのJアラートの部分でございますが、これは国が一律で行っておりまして、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル、ゲリラ攻撃という大きな警報ということになりますけれども、これは瞬時にデータが各市町村のシステムに伝達されまして、自動音声で起動して、それぞれすぐ、瞬時に、ほぼタイムラグなしに発生するというふうになってございますので、防災行政無線のスイッチを入れなければ入らないとかということではなくて、もちろん24時間自動的に放送できるというふうなことでございます。

○中村（岩雄）委員

国とつながっているということなのですね。国とつながっているというのは、やはり細部をいろいろ調整して、打合わせしてということで、つなげているわけですね。分かりました。

そして、「4 放送機能」として、今、説明していただきましたけれども、肉声放送のほかに、音声合成放送だとか、外国語放送というのがありますね。英語、中国語、韓国語、ロシア語と、これらの外国語も流す放送で、この言語を用意しているということなのです。一つの情報を流すのに、日本語でまず放送しますよね。その後、この地震、津波だとか、避難情報だとかというのを、各国の言語で全部流すのですか。文章そのものでどれくらい流す日本語の文章があつて、それと同じ内容のものを各国の言語で随時順番に流していくということを想定していればいいのでしょうか。その辺が、少しよく見えないのですけれども、お示しいただけますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

外国語放送なのですが、英語、中国語、韓国語、ロシア語ということになってはいますが、これはJアラートなどの自動的に配信されてくることにつきましては、すなわちそれで翻訳して外国語が流れるということにはなってございません。災害対策室で定型文を用意しておりまして、例えば津波なので高台に避難してくださいというようなことをパソコンで、キーボードで入力しますと、それをソフトが各外国語に翻訳いたしまして、指定した拡声子局を目がけて、手動ですけれども放送できるというふうになっておりますので、我々も外国語放送を38局全部で流すということは想定しておりません。するとしても、外国人旅行者が多く滞在しているような何か所かの場所を選定して流す。基本的には日本語で、速やかに避難するような情報を何度も繰り返しお伝えしたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そうしたら、日本語でまず流しますよね。同時に、各地区によって翻訳されたものが同時に流れているというふうに想定していればいいですか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

まず、日本語で流した後に、外国語を選定して放送するのですけれども、それもこちらにパラメーターがございまして、災害対策室で選定できますので、4か国語全て流すのが果たしていいのか、ロシア語が必要かなどということもございますので、その辺は少し実際の運用は変わってきますが、基本的にはその外国語放送に関しては、自動ではなくて市でコントロールした中で放送するというふうになっております。

○中村（岩雄）委員

何となく分からないところもあるのですけれども、また、この件については次回お尋ねしたいと思いますので、これで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松岩委員

自由民主党を代表し、陳情第8号、陳情第13号、陳情第16号及び陳情第19号の趣旨及び内容について検討いたしました結果、いずれも不採択を主張し、討論いたします。

陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について。

陳情者の安全確保に対する思いは理解できますが、様々な自然災害に対してJRを利用する乗客の安全確保は、まずは事業者の責任で行われるものであり、本市が主導するものではありません。

また、JR朝里駅及び張碓地区にはシェルターではありませんが、避難に適した道路が既に整備されております。そのため、陳情の内容が適切ではないので、不採択とします。

陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について。

本市では教育委員会内に不登校の児童・生徒に対する登校支援室を設置するなどして、教育機会の確保において既に対応に当たっているところであります。そのほか、家庭の問題等で登校支援室では対応が不十分な場合でも、今後、充実や福祉部との連携等をさらに強化することを優先すべきであり、新たに市立でのフリースクールを創設することは適切ではないと判断したため、不採択とします。

陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について。

本市では学校の通信設備工事の予算が成立し、端末の整備についても今定例会で議決後に、来年度実施に向けて既に動いており、願意は既に満たされているため、不採択とします。

陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について。

陳情者の人口減少に対する本市が取るべき在り方について、御意見は今後の参考にさせていただきます。しかし、その意思決定は、決して市長の考えや庁内議論のみで決定するものではありません。正当に選挙された市民の代表者たる市議会議員が構成員となって、市議会を開会し、市民の負託を受けて様々な決定をしております。

また、本市は住民投票を指定している自治基本条例を制定しております。さらに、このような決定権を持つ協議会には法的根拠がありません。よって、不採択を主張します。

以上、委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第24号非核港湾条例案は可決。議案第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については採択。陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について及び陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方についてはいずれも不採択を主張し、討論を行います。

陳情第13号です。

小樽市立でフリースクールを設置することは、法的に実現不可能です。

陳情第16号です。

公的教育は学習塾と異なるなどと建前を述べている場合ではありませんといった、事実誤認は看過できません

陳情第19号です。

市民の考えを結集することは大切ですが、市民の代表が議決しているのは市議会です。法的にも実現は不可能です。

以上から不採択を主張します。

陳情第8号です。

避難路やシェルターは、道内でも津波対策と整備している実態があります。整備に向け、一定の課題があるものの、趣旨は理解できるものです。

陳情第15号です。

地域におけるコミュニティー活性化の核としても重要である小樽市立塩谷小学校の存続が必要です。

議案第24号です。

核兵器禁止条約を発行し、日本が批准したのなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船が入港することができません。それにもかかわらず政府は禁止条約に調印、批准をしない立場です。小樽市独自の取組が必要です。

以上を申し上げて、討論といたします。

○佐々木委員

立憲・市民連合を代表し、討論します。

陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について。

前回は、本陳情について、今後、機材の配布や家庭でのWi-Fi環境整備について不明な点もありましたので、一度経緯を見守り、継続審査と判断いたしました。この後、議案第23号動産の取得について〔教育（児童・生徒）用端末機〕が認められることにより、児童・生徒へのタブレット支給にもめどがつかます。よって、陳情者の願望は満たされると判断し、今回は不採択とします。以後、教育現場や家庭でのソフト面の充実等について働きかけていきます。

陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について。

地域づくり、まちづくりへの住民の参画は推進していくべきです。その道筋は、本市においては小樽市自治基本条例に示されています。また、市政に関わる決定権については、地方自治制度では、選挙によって選ばれた市長と議員が住民の信託を受け、行政運営を進める間接民主制を原則としていますが、この条例では、市政に関する重要な事案について、直接住民の意思を確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として、住民投票を位置づけ、その結果については尊重するとしています。よって、これ以上、新たな決定システムを持ち込むことは混乱を招くおそれがあります。

私たち立憲・市民連合は、よって不採択と判断いたします。

陳情者には、ぜひ、これまでに示されている自治基本条例にのっとり、まちづくりに参画くださるようお願いいたします。

以上、立憲・市民連合の討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第16号及び陳情第19号について、一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（起立なし）

○委員長

起立なし。

よって、陳情はいずれも不採択と決しました。

次に、議案第24号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第23号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。